

平成 2 4 年 度  
( 2 0 1 2 年 度 )

## 行 政 監 査 結 果 報 告

「行政財産の目的外使用および貸付けについて」

平 成 2 5 年 3 月  
練 馬 区 監 査 委 員



## 目 次

第 1	監査の概要	1
1	行政監査の目的	1
2	監査テーマ	1
3	選定趣旨	1
4	行政財産の定義	1
5	行政財産の目的外使用許可	2
6	行政財産の貸付け等	2
7	監査対象および範囲	4
8	監査方法	6
(1)	課題等説明	6
(2)	アンケート調査	7
9	監査実施期間	7
10	監査の視点	7
第 2	監査結果	8
1	行政財産の目的外使用許可の状況について	9
2	使用許可基準について	11
3	使用許可手続について	13
(1)	使用許可申請書の提出状況について	13
(2)	総務部長協議における許可の相手方の調査状況について	14
(3)	総務部長協議における関係書類の添付状況について	14
(4)	使用許可書の交付状況について	15
(5)	実地調査の実施状況について	16
4	使用料について	16
5	使用料の減免について	17

(1) 減免理由について .....	17
(2) 使用料減免申請書への減免理由の記載状況について .....	18
(3) 決定文書への減免の可否判断等の記載状況について .....	19
(4) 継続使用の場合における使用料減免申請書の提出状況について ..	20
6 使用料の納付方法等について .....	20
7 光熱水費の負担について .....	21
(1) 光熱水費の徴収の有無について .....	21
(2) 光熱水費徴収における算出方法について .....	21
(3) 光熱水費を徴収していない理由について .....	22
(4) 光熱水費の免除理由について .....	23
8 行政財産の目的外使用に関する合規性について .....	23
9 行政財産の活用状況について .....	24
10 行政財産の貸付けについて .....	24
(1) 貸付けの有無について .....	24
(2) 貸付け等の範囲が拡大されたことについて .....	25
(3) 有効活用等を進めている自治体があることについて .....	25
(4) 目的外使用許可を貸付けに切り替えることについて .....	25
(5) 貸付けの検討状況について .....	26
11 駐車場について .....	27
(1) 駐車場の有無について .....	27
(2) 駐車台数について .....	27
(3) 駐車場を有料化していない理由について .....	28
(4) 駐車場への貸付制度導入の可否について .....	29
12 自動販売機の設置について .....	30
(1) 自動販売機の売上状況の把握について .....	30

(2) 自動販売機新規設置の問合せ状況について	30
(3) 公募制導入の可否について	30
(4) 一般競争入札による貸付制度導入の可否について	31
(5) 使用料、光熱水費の徴収状況について	32
13 行政財産の有効活用および歳入の確保について	33
第3 監査委員意見	34
1 目的外使用許可に係る適正な事務処理の確保に向けて	34
2 さらに行政財産の活用と歳入の確保に向けて	34

#### 部別目的外使用許可等一覧表

1 危機管理室	表 - 1、表 - 13
2 総務部	表 - 1、表 - 13
3 区民生活事業本部区民部	表 - 3、表 - 15
4 区民生活事業本部産業経済部	表 - 3、表 - 16
5 区民生活事業本部地域文化部	表 - 4、表 - 16
6 健康福祉事業本部福祉部	表 - 7、表 - 19
7 健康福祉事業本部健康部	表 - 8、表 - 20
8 環境まちづくり事業本部環境部	表 - 9、表 - 21
9 環境まちづくり事業本部都市整備部	表 - 10、表 - 22
10 教育委員会事務局教育振興部	表 - 10、表 - 23
11 教育委員会事務局こども家庭部	表 - 11、表 - 24



## 第 1 監査の概要

### 1 行政監査の目的

行政監査とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 199 条第 2 項に基づき、一般行政事務そのもの、すなわち組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般について監査するものである。その目的は、区民の多様な要望に応え、効率的で質の高い行政実現に寄与することと、誤謬と不正の発生を未然に防止し、区民の信頼に応えることである。特質としては、特定の事務または事業を取り上げて、全般的な観点から当該事業または事務が合理的かつ効率的に実施されているか、その事業目的を有効に達成しているかなどの点について、体系的かつ総合的に検証することにある。

### 2 監査テーマ

「行政財産の目的外使用および貸付けについて」

### 3 選定趣旨

平成 18 年の自治法改正により、行政財産の貸付範囲等が拡大され、これにより行政財産の貸付けは、長期安定的な活用が可能となった。

また、厳しい財政状況の中、区ではあらゆる歳入の確保が求められている。本区の練馬区公有財産管理規則（昭和 39 年 9 月練馬区規則第 7 号。以下「管理規則」という。）においても、「財産の管理について、常に最善の注意を払い、良好な状態で維持および保持をし、経済的かつ効果的に利用されるようにしなければならない」と規定されている。

そこで、行政財産の目的外使用許可や貸付け等の事務手続、使用料等の徴収等の現状を横断的に検証することで、その管理が適正かつ有効に活用されているか、また歳入確保策が十分に講じられているかを監査する。

### 4 行政財産の定義

自治法第 237 条第 1 項において、「財産」とは、「公有財産、物品及び債権並びに基金をいう」とある。さらに、自治法第 238 条第 1 項において、「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうちつぎに掲げるもの（基金に属するものを除く。）とされている。

不動産

船舶、浮標、浮棧橋および浮ドックならびに航空機

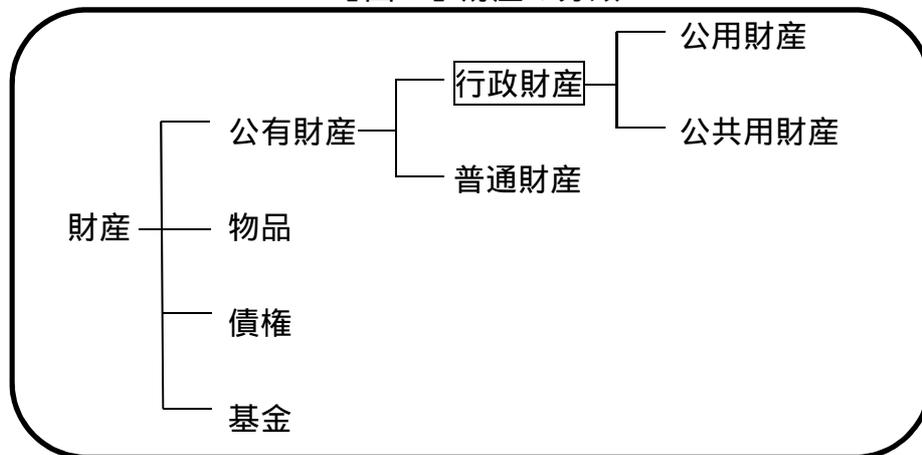
前 2 号に掲げる不動産および動産の従物

地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利  
 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に  
 表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）地方債および国  
 債その他これらに準ずる権利  
 出資による権利  
 財産の信託の受益権

また、自治法第 238 条第 3 項において、公有財産は、「これを行政財産と  
 普通財産とに分類する」とされ、同条第 4 項において、行政財産とは、「普  
 通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定し  
 た財産」とされている。

【図 1】財産の分類



#### 5 行政財産の目的外使用許可

行政財産は、本来地方公共団体の行政執行の目的のために最も効率的に  
 使用させるべきものであり、これを貸し付けたり私権を設定したりするこ  
 とを認めることは、行政財産の効用を減少させ、ひいては行政目的を達成  
 しがたくするおそれがある。このため、自治法第 238 条の 4 第 1 項におい  
 て、行政財産を私法上の関係において運用することは、原則として禁止さ  
 れている。

しかし、行政財産によっては、財産の一部の使用を認めることが、本来  
 の用途または目的を妨げないばかりか、行政財産自体の効用を高める場合  
 がある。そこで、自治法第 238 条の 4 第 7 項では、行政財産の用途または  
 目的を妨げない限度において、その使用の許可ができることとされている。

#### 6 行政財産の貸付け等

行政財産を私法上の関係において運用することは、自治法第 238 条の 4  
 第 1 項において、原則として禁止されている。

しかし、現実には、例えば、庁舎等と他の行政施設とを合築して区分所有する場合や、公の施設である学校の校庭の敷地の下を地下鉄が通る場合がある。このような状況に対応するため、昭和 49 年の自治法改正により、行政財産である土地について、一定の条件の下に貸付けまたは地上権の設定ができることとされた。

また、近年、市町村合併や行政改革の進展により生じている庁舎の空きスペースの有効活用等が検討されている状況等を踏まえ、行政財産の有効活用ができるよう、平成 18 年に自治法改正が行われ、行政財産である建物の一部を貸し付けること等が可能となった。

行政財産の貸付けは、原則として、賃貸借契約によって行われ、借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)の規定が適用される。可能な限り長期安定的な使用を可能とした制度であり、この点において、一時的な使用を前提とした目的外使用許可とは異なる。

【行政財産の目的外使用許可、貸付け等ができる場合について】

自治法第 238 条の 4 第 2 項第 1 号

当該地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物・工作物であって土地の供用の目的を効果的に達成することに資するものを所有し、または所有しようとする場合にその者に土地を貸し付けるとき  
(例：空港ターミナルビルの底地の貸付け、港湾における荷揚げ施設・倉庫等の底地の貸付け。平成 18 年の自治法改正で追加)

自治法第 238 条の 4 第 2 項第 2 号

地方公共団体が国、他の地方公共団体または政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分所有するためにその者に土地を貸し付ける場合

自治法第 238 条の 4 第 2 項第 3 号

地方公共団体が行政財産である土地およびその隣接地の上に当該地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分所有するためにその者に土地を貸し付ける場合  
(例：市街地再開発に伴い行政財産となった土地の貸付け。平成 18 年の自治法改正で追加)

自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号

行政財産のうち庁舎等の床面積または敷地に余裕がある場合として政令で定める場合に、余裕がある部分を貸し付けるとき  
(例：庁舎等の空地スペースの貸付け。平成 18 年の自治法改正で追加)

自治法第 238 条の 4 第 2 項第 5 号

行政財産である土地を国、他の地方公共団体または政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合にその者のために地上権を設定するとき

(例：鉄道の用途のための行政財産である土地への地上権の設定)

自治法第 238 条の 4 第 2 項第 6 号

行政財産である土地を国、他の地方公共団体または政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合にその者のために地役権を設定するとき(平成 18 年の自治法改正で追加)

## 7 監査対象および範囲

原則として、平成 24 年 4 月 1 日現在、行政財産の目的外使用許可を行っている土地および建物を対象とし、つぎに掲げるものは監査の対象から外した。

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)等他の関係法令に基づくもの

使用許可期間が 6 か月未満のもの

区役所内部に対する使用承認(「行政財産使用許可手続の改定について(通知)」(昭和 63 年 3 月 3 日付け練総経発第 328 号)に規定する使用承認)

行政機関に対する使用許可で使用料を免除しているもの

電柱、公衆電話所等「練馬区行政財産定額使用料の改定について(通知)」(平成 22 年 3 月 15 日付け 21 練総総第 1212 号)により定められた使用料を徴収しているもの

【表 1】監査対象とした行政財産の目的外使用許可を行っている施設の一覧

行政財産の目的外使用許可を行っている施設		所管部等	所管課
施設名	許可件数および用途		
南大泉備蓄倉庫	1 件 自動販売機	危機管理室	防災課
練馬区消防施設(練馬三丁目)	1 件 自動販売機		
高松防災広場	1 件 自動販売機		
大泉学園町防災広場	1 件 自動販売機		
桜台六丁目防災井戸	1 件 物置設置		
練馬区役所	23 件 自動販売機、食堂 他	総務部	総務課
石神井庁舎	6 件 自動販売機、コピー機 他		
職員研修所	7 件 駐車場、自動販売機		
練馬区役所第二駐車場	1 件 倉庫		
情報公開室	2 件 倉庫、コピー機		
練馬豊玉中職員寮	1 件 自動販売機		
			職員課

第二出張所	1件	自動販売機	区民生活事業本部 区民部	戸籍住民課
関出張所	1件	コピー機		
上石神井出張所	1件	自動販売機		
光が丘区民センター	5件	自動販売機、事務室 他		
関区民センター	1件	自動販売機		
石神井公園区民交流センター	2件	事務室、コピー機	区民生活事業本部 産業経済部	経済課
勤労福祉会館	6件	自動販売機、コピー機 他		
早宮地区区民館	1件	自動販売機	区民生活事業本部 地域文化部	地域振興課
北町第二地区区民館	1件	コピー機		
旭町南地区区民館	2件	自動販売機、コピー機		
光が丘地区区民館	1件	コピー機		
練馬文化センター	2件	自動販売機、事務室		
大泉学園ホール	1件	自動販売機		
石神井公園ふるさと文化館	4件	自動販売機、食堂 他		
生涯学習センター	3件	自動販売機、喫茶コーナー		
総合体育館	4件	自動販売機、事務室		
光が丘体育館	5件	自動販売機、事務室 他		
桜台体育館	2件	自動販売機、事務室		
上石神井体育館	4件	自動販売機、コピー機 他		
平和台体育館	3件	自動販売機、事務室 他		
大泉学園町体育館	3件	自動販売機、事務室 他		
三原台温水プール	2件	自動販売機		
北大泉野球場	1件	自動販売機		
東台野球場	1件	自動販売機		
学田公園野球場	1件	自動販売機		
大泉学園少年野球場	1件	自動販売機		
土支田庭球場	1件	自動販売機		
豊玉中公園庭球場	1件	自動販売機		
夏の雲公園庭球場	1件	自動販売機		
大泉さくら運動公園	2件	自動販売機		
大泉学園町希望が丘公園運動場	1件	自動販売機		
(仮)練馬総合運動場	2件	自動販売機		
公園予定地(元日本銀行石神井運動場)	1件	自動販売機		
中村南スポーツ交流センター	3件	自動販売機、事務室		
練馬デイサービスセンター	1件	居宅介護支援事業所	健康福祉事業本部 福祉部	高齢社会対策課
錦デイサービスセンター	1件	居宅介護支援事業所		
高野台デイサービスセンター	1件	居宅介護支援事業所等		
光が丘高齢者センター	1件	居宅介護支援事業所		
豊玉高齢者センター	1件	自動販売機		
富士見台作業所	1件	障害福祉サービス事業所		
東大泉作業所	1件	障害福祉サービス事業所		
練馬作業所	1件	障害福祉サービス事業所		
豊玉作業所	1件	障害福祉サービス事業所		
中村作業所	1件	障害福祉サービス事業所等		
精神障害者通所訓練室	1件	障害福祉サービス事業所		
障害者就労支援室	2件	障害福祉サービス事業所等		
中村橋区民センター	1件	自動販売機等		
心身障害者福祉センター	2件	自動販売機、コピー機		
大泉総合福祉事務所	2件	自動販売機		大泉総合福祉事務所

豊玉保健相談所	6件	自動販売機、展示販売	健康福祉事業本部 健康部	豊玉保健相談所		
北保健相談所	3件	自動販売機、展示販売		北保健相談所		
光が丘保健相談所	2件	展示販売		光が丘保健相談所		
石神井保健相談所	6件	自動販売機、展示販売		石神井保健相談所		
大泉保健相談所	5件	展示販売		大泉保健相談所		
関保健相談所	2件	展示販売		関保健相談所		
関町リサイクルセンター	2件	事務室、学習教室	環境まちづくり事 業本部環境部	清掃リサイクル課		
春日町リサイクルセンター	1件	コピー機				
豊玉リサイクルセンター	1件	コピー機				
田柄ストックヤード	1件	地デジアンテナ設置				
資源循環センター	2件	自動販売機				
練馬清掃事務所	2件	事務室、自動販売機等			練馬清掃事務所	
練馬清掃事務所桜台分室	1件	自動販売機等				
石神井清掃事務所	3件	自動販売機、事務室		石神井清掃事務所		
谷原清掃事業所	3件	自動販売機、事務室				
練馬住宅	1件	自動販売機		環境まちづくり事 業本部都市整備部	まちづくり 推進調整課	
小竹住宅	1件	自動販売機				
江古田駅南北自由通路	2件	案内板設置、広告板設置				
光が丘春の風小学校	1件	案内板設置		教育委員会事務局 教育振興部	施設給食課	
総合教育センター	2件	自動販売機、コピー機				
光が丘図書館	2件	自動販売機、コピー機				
練馬図書館	1件	コピー機	総合教育センター 光が丘図書館			
石神井図書館	2件	自動販売機、コピー機				
平和台図書館	2件	自動販売機、コピー機				
大泉図書館	2件	自動販売機、コピー機				
関町図書館	1件	コピー機				
貫井図書館	1件	コピー機				
稲荷山図書館	1件	コピー機				
小竹図書館	1件	コピー機				
南大泉図書館	1件	コピー機				
春日町図書館	2件	自動販売機、コピー機				
南田中図書館	2件	自動販売機、コピー機				
春日町児童館	1件	生活指導訓練・保育活動			教育委員会事務局 こども家庭部	子育て支援課
南田中児童館	1件	生活指導訓練・保育活動				
大泉第一小学校	1件	保育所				保育課
上石神井北小学校	1件	保育所				
旭丘中学校	1件	保育所				
春日町青少年館	3件	自動販売機、コピー機	青少年課			
南大泉青少年館	2件	自動販売機、コピー機				
練馬子ども家庭支援センター 分室	1件	防犯カメラ取り付け用支 柱の設置	練馬子ども家庭 支援センター			
合 計	210件					

施設名は、平成23年度練馬区各会計歳入歳出決算書の練馬区財産に関する調書を参考とした。

## 8 監査方法

### (1) 課題等説明

監査委員は、平成24年7月26日、同月27日に、行政財産の目的外使用許可および貸付けの概要、課題等について経理用地課長および関係所

管課長からつぎのとおり説明を求め、質疑を行った。

ア 行政財産の目的外使用許可状況、貸付けの状況、使用料等  
経理用地課長

イ 行政財産の目的外使用許可状況、貸付けの状況、課題等  
総務課長、障害者施策推進課長、スポーツ振興課長

(2) アンケート調査

監査事務局は、監査対象課に対して、行政財産の目的外使用許可および貸付けについてアンケート調査を行い、その集計と分析を行うことにより現状把握と問題点の抽出を行った。その他、監査事務局は、監査対象課へ資料の提出を求め、提出された資料の分析を行うとともに、関係職員から補足説明を受けた。

9 監査実施期間

平成 24 年 7 月 5 日(木)から平成 25 年 3 月 29 日(金)まで

10 監査の視点

合規性に加えて、行政監査の目的とする「経済性」、「効率性」、「有効性」を踏まえ、以下の視点に重きを置いた検証を行った。

- (1) 行政財産の目的外使用許可について、管理規則および練馬区行政財産使用料条例（昭和 39 年 4 月練馬区条例第 6 号。以下「使用料条例」という。）に基づいた事務処理が行われているか。
- (2) 行政財産が有効に活用されているか。
- (3) 自動販売機の設置等に係る歳入確保は十分か。

## 第2 監査結果

経済的かつ効果的に利用されるようにしなければならないとする行政財産の趣旨に沿って、行政財産の目的外使用許可の手續、使用料等の徴収等の現状を横断的に検証し、また歳入確保策が十分に講じられているかを監査した。

その結果、行政財産の目的外使用許可については、条例・規則等の規定に基づいて行政財産使用許可書が作成されていた。また、使用料および光熱水費については、条例・規則等の規定に基づいた算定および減免手續が行われており、納付期限が守られていた。これらのことから、個別の項目において検討を要する事項はあったものの、行政財産の目的外使用許可に関する合規性が確保されていたものと認められる。

一方、平成18年に自治法改正が行われ、行政財産の貸付け範囲等が拡大されたが、今回の監査対象となった施設において、貸付けを行っているものはなかった。行政財産の貸付け等の範囲拡大の認知度や、一般競争入札の導入により有効活用を進めている事例の認知度は高いとはいえず、行政財産の貸付けの検討状況については、検討の予定がないとした所管課が多かった。

厳しい財政状況が続く中、区では新たな財源確保に努める必要があり、長期安定的な使用を可能とした行政財産の貸付けも、その手法の一つとして考えられる。また、他自治体では既存の目的外使用許可に競争原理を加えることで収入を大幅に増やした事例もある。

今後区においても、行政財産の有効活用と新たな歳入確保策を全庁的に検討していく必要がある。

監査の視点に基づくアンケート調査の項目別監査結果は、つぎのとおりである。各項目において検討を要するとした事項については、行政財産の適正な利活用のための課題と捉え、改善に向けて取り組まれない。

調査項目によって該当の有無があるため、各項目間の総数は一致しない場合がある。

比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入したので、合計が合わない場合がある。

各表の網掛け部分は、アンケート調査で最も回答が多かった項目である。

1 行政財産の目的外使用許可の状況について

監査対象とした行政財産の目的外使用許可件数は、210 件である。

内訳は土地が 40 件(19.0%)、建物が 156 件(74.3%)、土地・建物両方が 14 件(6.7%)であった。

所管別の使用許可件数で見ると、地域文化部が 54 件(25.7%)、総務部が 40 件(19.0%)、健康部が 24 件(11.4%)の順であった。

【表2】 所管別・使用許可状況 (単位：件)

区 分	土地	建物	土地 建物	合計	所管別 構成比
危機管理室	5	0	0	5	2.4%
総務部	8	31	1	40	19.0%
区民部	3	6	0	9	4.3%
産業経済部	2	6	0	8	3.8%
地域文化部	13	40	1	54	25.7%
福祉部	2	9	7	18	8.6%
健康部	2	21	1	24	11.4%
環境部	1	12	3	16	7.6%
都市整備部	2	2	0	4	1.9%
教育振興部	0	21	0	21	10.0%
こども家庭部	2	8	1	11	5.2%
合計	40	156	14	210	100
区分ごとの割合	19.0%	74.3%	6.7%	100	

用途別で見ると、自動販売機が 85 件(40.5%)、事務室・事業所が 35 件(16.7%)、食堂・売店類が 32 件(15.2%)の順であった。

【表3】 用途別・使用許可状況 (単位：件)

区 分	自動販売機	事務室・事業所	食堂・売店類	コピー機	看板・広告板類	駐車場	倉庫・物置	その他	合計
危機管理室	4	0	0	0	0	0	1	0	5
総務部	11	6	5	3	1	6	2	6	40
区民部	4	1	1	2	0	0	0	1	9
産業経済部	3	1	1	2	1	0	0	0	8
地域文化部	34	9	4	6	1	0	0	0	54
福祉部	6	11	0	1	0	0	0	0	18
健康部	3	0	21	0	0	0	0	0	24
環境部	8	5	0	2	0	0	0	1	16
都市整備部	2	0	0	0	2	0	0	0	4
教育振興部	7	0	0	13	1	0	0	0	21
こども家庭部	3	2	0	2	0	0	0	4	11
合計	85	35	32	31	6	6	3	12	210
区分ごとの割合	40.5%	16.7%	15.2%	14.8%	2.9%	2.9%	1.4%	5.7%	100

その他は、ATM(3件)、保育所(3件)、募金箱(2件)、写真機(2件)、アンテナ類設置(2件)である。

使用許可の相手方でみると、公共的団体が116件(55.2%)、一般企業・共同企業体が77件(36.7%)、その他が17件(8.1%)であった。

【表4】 相手方別・使用許可状況 (単位：件)

区 分	公共的団体	一般企業・共同企業体	その他	合計
危機管理室	1	4	0	5
総務部	16	11	13	40
区民部	4	5	0	9
産業経済部	3	5	0	8
地域文化部	40	14	0	54
福祉部	13	5	0	18
健康部	22	2	0	24
環境部	3	10	3	16
都市整備部	0	4	0	4
教育振興部	7	14	0	21
こども家庭部	7	3	1	11
合 計	116	77	17	210
区分ごとの割合	55.2%	36.7%	8.1%	100

公共的団体は、自治会、公益・一般社団法人、公益・一般財団法人、社会福祉法人、NPO法人等である。

その他は、職員互助会、労働組合、商店会等である。

管理規則第23条の3では、「行政財産の使用許可の期間は、1年を超えてはならない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない」と規定されている。

使用許可期間でみると、1年以下が202件(96.2%)、1年超3年以下が1件(0.5%)、3年超5年以下が7件(3.3%)であった。

【表5】 許可期間別・使用許可件数 (単位：件)

区 分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	合計
危機管理室	4	0	1	5
総務部	40	0	0	40
区民部	9	0	0	9
産業経済部	8	0	0	8
地域文化部	54	0	0	54
福祉部	18	0	0	18
健康部	24	0	0	24
環境部	15	1	0	16
都市整備部	2	0	2	4
教育振興部	20	0	1	21
こども家庭部	8	0	3	11
合 計	202	1	7	210
区分ごとの割合	96.2%	0.5%	3.3%	100

行政財産の使用許可年数については、「行政財産使用許可年数指針(平成9年12月11日練総経第282号)」により、有償分は原則1年で公共性が高いものは最長3年、無償分は原則1年で公共性が高いものは最長5年とす

るとともに、年数ごとに用途内容が例示されている。

使用許可期間が1年を超えていると回答したものの理由は、主に「当該指針に基づき公共性が高いものと判断している」であった。

なお、「特別の理由」に係る決定文書がないと回答したものがあったので、今後は、特別の理由を使用許可決定文書に明記する等、適用経過を明らかにしておきたい。

【表6】

使用期間が1年を超える場合、「特別の理由」をお答えください。また、その決定文書はありますか。	回答数	割合
決定文書がある	7	87.5%
決定文書がない	1	12.5%
合計	8	100

使用許可を行った施設の運営形態については、直営施設が108件(51.4%)、業務委託施設が32件(15.2%)、指定管理施設が57件(27.1%)、その他が13件(6.2%)であった。

【表7】 運営形態別・使用許可状況 (単位：件)

区 分	直営施設	業務委託施設	指定管理施設	その他	合計
危機管理室	5	0	0	0	5
総務部	40	0	0	0	40
区民部	9	0	0	0	9
産業経済部	0	0	8	0	8
地域文化部	9	12	33	0	54
福祉部	5	0	5	8	18
健康部	24	0	0	0	24
環境部	8	4	4	0	16
都市整備部	0	2	0	2	4
教育振興部	3	11	7	0	21
こども家庭部	5	3	0	3	11
合計	108	32	57	13	210
区分ごとの割合	51.4%	15.2%	27.1%	6.2%	100

業務委託施設には、窓口業務委託等を行っている施設(生涯学習センター、総合体育館、図書館等)を含んだ。

その他は、障害福祉サービス事業所、江古田駅南北自由通路、学校内保育所である。

## 2 使用許可基準について

行政財産の目的外使用許可基準については、管理規則第23条の2に規定されている。

使用許可基準の適用については、その他やむを得ないため(第7号)と回答したものが118件(56.2%)と最も多く、次いで、職員および区民施設

等を利用する者のために食堂・売店等の厚生施設を設置するため(第3号)と回答したものが82件(39.0%)、国・地方公共団体またはその他公共の団体が公用または公共用に供するため(第1号)と回答したものが10件(4.8%)であった。

【表8】

使用許可は管理規則上、つぎのどの基準に当てはまりますか。	回答数	割合
(管理規則第23条の2第1号)国、地方公共団体またはその他公共的団体が、公用または公共用に供するため	10	4.8%
(管理規則第23条の2第2号)運輸、電気、水道またはガス供給事業その他公益事業の用に供するため	0	0%
(管理規則第23条の2第3号)職員および区民施設等を利用する者のために、食堂、売店等の厚生施設を設置するため	82	39.0%
(管理規則第23条の2第4号)隣接土地所有者または使用者が、当該土地を利用するため	0	0%
(管理規則第23条の2第5号)災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用するため	0	0%
(管理規則第23条の2第6号)公の学術調査機関、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間利用するため	0	0%
(管理規則第23条の2第7号)その他やむを得ないため	118	56.2%
管理規則第23条の2以外の基準による	0	0%
合計	210	100

その他やむを得ないため(第7号)と回答したものの理由は、

- ・災害時における区民への情報提供手段の一つとするため(防災情報伝達自動販売機)
- ・施設利用者の利便に資するため(コピー機)
- ・障害者の社会参加促進のための使用のため(展示販売)
- ・相手方団体の活動内容が公共用に供すると認められる活動内容であるため(事務室)

などであった。

平成22年12月に総務部経理用地課の作成した「公有財産管理の手引き」では、「使用許可できる相手方、場合等についても、規則等で限定されています」と規定され、さらに、

「その他、やむを得ないと認めるとき

練馬区の事務・事業補佐団体

練馬区障害者就労促進協会、練馬区都市整備公社、

練馬区の事務・事業補佐代行団体ではない団体が、実質的に練馬区の事務・事業を補佐代行する場合」

と規定されている。

なお、練馬区都市整備公社は、平成 24 年 4 月 1 日に練馬区環境まちづくり公社へ移行しているため、所管課は、手引の記載を修正されたい。

また、その他やむを得ないためとした決定文書の有無については、決定文書があると回答したものが 95 件(80.5%)、決定文書がないと回答したものが 23 件(19.5%)であった。

【表9】

(その他やむを得ないため)とお答えの場合、その理由をお答えください。またその決定文書はありますか。	回答数	割合
決定文書がある	95	80.5%
決定文書がない	23	19.5%
合計	118	100

使用許可基準は、管理規則第 23 条の 2 第 1 号から第 6 号まで限定列挙されており、第 7 号の適用は例外規定である。

このため、第 7 号を適用した場合は、区がその他やむを得なく使用許可した理由を、より具体的に決定文書に記載する必要がある。

### 3 使用許可手続について

#### (1) 使用許可申請書の提出状況について

管理規則第 24 条第 1 項では、「行政財産を使用しようとする者から、あらかじめ行政財産使用許可申請書(第 3 号様式)を提出させなければならない」と規定されている。

行政財産使用許可申請書があらかじめ提出されているかについては、全て 提出されているとの回答であった。

【表10】

管理規則第24条第1項の使用許可申請書は、あらかじめ提出されていますか。	回答数	割合
提出されている	210	100%
提出されていない	0	0%
合計	210	100

行政財産使用許可書の様式には、使用期間および更新手続に係る使用条件として「期間満了後さらに継続して使用する必要がある時は、使用

者は期間満了の3か月前までに書面をもって申請しなければならない」と規定されている。したがって、平成23年度に行政財産使用許可を受けていた者が、引き続き平成24年度も継続して使用する必要があるときは、平成23年12月末までに書面による申請が必要となる。

しかしながら、決定文書に添付された行政財産使用許可申請書の一部に、申請日が平成24年1月1日以降のものが見受けられた。所管課においては、目的外使用許可を行おうとする者に対する申請期限の遵守について指導されたい。

(2) 総務部長協議における許可の相手方の調査状況について

管理規則第24条第4項では、使用許可の「協議をしようとするときは、相手方の信用等を十分調査のうえ」行わなければならない旨が規定されている。

この調査の実施状況については、行っていないと回答したものが171件(81.4%)、行っていると回答したものが39件(18.6%)であった。

【表11】

管理規則第24条第4項に、使用許可の「協議をしようとするときは、相手方の信用等を十分調査のうえ…」との記載がありますが、このような調査は行っていますか。	回答数	割合
行っている	39	18.6%
行っていない	171	81.4%
合計	210	100

行っていると回答したものの調査内容は、「未納等の有無」「ホームページでの営業状況の確認」「運営状況の把握ができる書類の提出」などであった。

行っていないと回答したものの理由は、「毎年同一事業者に許可を与えており運営上問題がない」「区の外郭団体である」「公益を目的とする団体である」などであった。

「公有財産管理の手引き」には、相手方の信用調査に関する規定は特に見受けられなかった。

(3) 総務部長協議における関係書類の添付状況について

管理規則第24条第3項では、「行政財産の使用の許可をしようとするときは、あらかじめ総務部長に協議しなければならない」と規定され、同条第4項では、「協議書に必要な図面その他の関係書類を添付し、これ

を行わなければならない」と規定されている。

協議書への関係書類の添付については、添付されていると回答したものが 151 件(71.9%)、添付されていないと回答したものが 59 件(28.1%)であった。

【表12】

管理規則第24条第4項の協議書には関係書類が添付されていますか。	回答数	割合
添付されている	151	71.9%
添付されていない	59	28.1%
合計	210	100

総務部長への協議については、管理規則第24条第3項ただし書で「別に区長が指定するものについてはこの限りでない」と規定されている。このことについて、平成10年3月26日練総経発第445号総務部長通知では「同一内容での継続許可については、協議書の送付および同意書の返送を省略し、各部の許可決定における起案文書を、総務部長・経理用地課長・管財係長に回付することで規則第24条第2項の協議」とするとともに、「継続許可の申請で書類の管理上支障がなければ、使用者からの申請書の図面等を省略させてもよい」と規定されている。

添付されていると回答したものについては、行政財産使用許可申請書、行政財産使用料減免申請書、設置場所図面等の書類の添付が確認できた。また、添付されていないと回答したものについては、いずれも同一内容での継続許可に係るものであり、手続面での問題は特に見受けられなかった。

(4) 使用許可書の交付状況について

行政財産使用許可書の交付状況については、全て 交付しているとの回答であり、いずれも決定文書に当該許可書の添付が確認できた。

【表13】

管理規則第24条第5項による使用許可書を交付していますか。	回答数	割合
交付している	210	100%
交付していない	0	0%
合計	210	100

(5) 実地調査の実施状況について

管理規則第6号様式(練馬区行政財産使用許可書)では、許可条件として「練馬区が必要と認めるときは、使用物件について、随時実地に調査し、資料の提出を求め、その他その維持使用に関する必要な指示をすることができる」と規定されている。

実地調査の実施状況については、実施していると回答したものが127件(60.5%)、実施していないと回答したものが83件(39.5%)であった。

【表14】

実地調査を実施していますか。	回答数	割合
実施している	127	60.5%
実施していない	83	39.5%
合計	210	100

実地調査の頻度については、㊦その他と回答したものが77件(60.6%)で最も多く、その内容は、建物内にあり随時確認(情報公開室の倉庫)、不定期に現地を確認(リサイクルセンター等のコピー機)、貸付期間内に最低1回以上(学校内の保育所)などであった。

【表15】

実地調査の頻度	回答数	割合
㊥年1回	32	25.2%
㊧年2回	1	0.8%
㊨4半期に1回	2	1.6%
㊩毎月1回	15	11.8%
㊦その他	77	60.6%
合計	127	100

4 使用料について

監査対象とした目的外使用許可のうち、使用料を徴収していると回答したものは44件(21.0%)、使用料を免除していると回答したものは166件(79.0%)であった。なお、使用料を減額していると回答したものはなかった。使用料を徴収していると回答したものの用途別の使用料の状況は、次表

のとおりである。

【表16】用途別・使用料の状況

(単位：件、円)

区 分	件数	月額使用料	年額使用料	割合
自 動 販 売 機	33	127,929	1,535,148	14.1%
事 務 室	1	121,670	1,460,040	13.4%
食 堂	3	626,683	7,520,199	68.9%
看 板 ・ 広 告 板 類	2	497	5,964	0.1%
そ の 他	5	32,190	386,280	3.5%
合 計	44	908,969	10,907,631	100

月額使用料(食堂を除く。)は、アンケートに記入された使用料を集計した。食堂の年額使用料は、平成23年度決算額を集計し、月額使用料は年額使用料を12で除した(円未満は四捨五入)。

## 5 使用料の減免について

### (1) 減免理由について

使用料条例第5条第1項では、使用料を減免できる場合として、

- ・国または地方公共団体その他公共団体において、公用または公共用に供するため使用するとき。(第1号)
- ・行政財産の使用の許可を受けた者が、地震、水災、火災等の災害のため、当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。(第2号)
- ・前各号のほか、特に必要があると認めるとき。(第3号)

と規定されている。

使用料の減免理由については、特に必要があると認めたためと回答したものが158件(95.2%)、国または地方公共団体その他公共団体において公用に供するためと回答したものが7件(4.2%)などであった。

【表17】

使用料の減額または免除の理由についてお答えください。	回答数	割合
国または地方公共団体その他公共団体において、公用に供するため	7	4.2%
国または地方公共団体その他公共団体において、公共用に供するため	0	0%
特に必要があると認めたため(使用料条例第5条第3号、管理規則第24条第2項)	158	95.2%
従前から行っており不明	0	0%
その他	1	0.6%
合計	166	100

その他の内容は、「自治会からの譲与を受けた行政財産について譲与前から当該自治会の防災関係資機材等を保管していたため」であった。

なお、国または地方公共団体その他公共団体において公用に供するためと回答した7件については、使用許可の相手方が主に一般財団法人、社会福祉法人等の公共的団体であった。公共団体とは、「その組織によって、地方団体(地方公共団体)、公共組合および営造物法人の3種に分かれる」(有斐閣：新版新法律学辞典)とされ、公共的団体とは異なるものであることから、使用料条例の減免基準の適用に当たっては精査されたい。

(2) 使用料減免申請書への減免理由の記載状況について

管理規則第24条第2項では、使用料条例第5条の規定に基づき、使用料の減額または免除を受けようとする者からは、使用料の減額または免除を受けようとする理由を記載した行政財産使用料減免申請書(第4号様式)を提出させなければならないとされている。

使用料減免申請書への減免理由の記載については、記載されていると回答したものが159件(97.0%)、記載されていないと回答したものが5件(3.0%)であった。

【表18】

使用料減免申請書に減額または免除を受けようとする理由が記載されていますか。	回答数	割合
記載されている	159	97.0%
記載されていない	5	3.0%
合計	164	100

管理規則における行政財産使用料減免申請書の様式(図2参照)では、減免の理由を記載すべきところとして「理由およびその他参考となる事項」欄が設けられている。

しかしながら、記載されていると回答したものの減免申請書には、「理由およびその他参考となる事項」欄に「理由」の文字がなく「その他参考となる事項」とだけ記載されていたものや、減免の理由が「目的」欄に記載されていたものが見受けられた。

今後は、記載されていないと回答したものも含め、使用料減免申請書を提出させる場合には、相手方に管理規則の様式に基づいて作成されたものを提出させるとともに、所管課においても申請内容の確認に努め

られたい。

## 【図2】行政財産使用料減免申請書(管理規則第4号様式)

第4号様式(第24条関係)

年 月 日

練馬区長 殿

住所 \_\_\_\_\_  
申請者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

行政財産使用料減免申請書

下記のとおり行政財産の使用に伴う使用料を免除・減額されたく関係書類を添えて申請します。

記

所在地	
名称	
種目・地目・構造	
数量	
期間	年 月 日から 年 月 日まで
目的	
理由およびその他参考となる事項	

### (3) 決定文書への減免の可否判断等の記載状況について

決定文書について、使用料減免の可否判断および減免額等が明記されているかについては、全て 明記されているとの回答であった。

【表19】

決定文書に減免の可否の判断・減免額(減免率)が明記されていますか。	回答数	割合
明記されている	166	100%
明記されていない	0	0%
合計	166	100

しかしながら、決定文書の記載内容が「練馬区行政財産使用料条例第5条第3号の規定により免除する」との記載のみで、当該規定を適用するに至った判断理由の記載がないものが見受けられた。

減免基準は、使用料条例第5条第1号および第2号で限定列挙されており、第3号の適用は例外規定である。

このため、第3号を適用した場合は、区が特に必要があると認めて減免した理由を、より具体的に決定文書に記載する必要がある。

- (4) 継続使用の場合における使用料減免申請書の提出状況について  
 継続許可を行っている場合の減免申請書の提出状況については、全て提出されているとの回答であり、決定文書に当該申請書の添付がされていることを確認した。

【表20】

前年(前回)に引き続き使用許可(更新)をしている場合、毎年(毎回)、使用料減免申請書が提出されていますか。	回答数	割合
提出されている	162	100%
提出されていない	0	0%
合計	162	100

6 使用料の納付方法等について

使用料条例第6条第1項では、使用料の納付期限について、

- ・「使用を開始する年度分の使用料」は「使用を開始する日まで」(第1号)
- ・「使用の期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の使用料」は「その年度分を毎年度4月30日まで」(第2号)
- ・「現に使用を継続するもので期間を更新する場合の期間更新以降の使用料」は「その年度分を期間更新の日から1月以内」(第3号)

と規定されている。

また、同項ただし書では食堂の使用料の納付期限について、

- ・「使用した月に係る使用料の月額をその翌月の区長等が指定する日」と規定されている。

使用料を徴収しているものに係る適正な納期限の設定については、設定していると回答したものが39件(88.6%)、設定していないと回答したものが5件(11.4%)であった。

【表21】

適正な納期限(使用を開始する日まで、毎年度4月30日まで、食堂の場合における翌月の指定する日等)を設定していますか。	回答数	割合
設定している	39	88.6%
設定していない	5	11.4%
合計	44	100

設定していないと回答したものの理由は、「理由なく期限の設定をしていない」「事務処理が遅れてしまった」であった。また、使用料の歳入調定決定文書によると、継続使用の場合の納付期限を5月1日以降と定め、期間更新の日から1月以内を超えたものが見受けられた。いずれの場合においても、今後は管理規則に基づいた納付期限を設定されたい。

## 7 光熱水費の負担について

### (1) 光熱水費の徴収の有無について

管理規則第23条の4には、「行政財産を使用する者は、当該財産に付帯する電気、ガス、水道、電話等の諸設備の使用に必要な経費を負担しなければならない」と規定されている。

光熱水費の徴収については、徴収していると回答したものが137件(65.2%)、徴収していないと回答したものが73件(34.8%)であった。なお、減額して徴収していると回答したものはなかった。

【表22】

光熱水費を徴収していますか。	回答数	割合
徴収している	137	65.2%
減額して徴収している	0	0%
徴収していない	73	34.8%
合計	210	100

### (2) 光熱水費徴収における算出方法について

光熱水費の取扱いについては、「行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の計算方法について(平成12年10月31日練総経発第282号総務部長通知)」により、統一した処理のための計算方法が規定されている。同通知では、電気・ガス・水道について、親メーターがある場合・子メーターがある場合・子メーターがない場合の計算方法、および使用財産に接続内線電話(外線へも内線へも通話可能な電話)が設置されている場合の計算方法が規定されている。また、使用形態が特殊なものでメーターがないものについては、経理用地課長と協議のうえ、別の計算方法を用いることができる旨の特例が規定されている。

また、コインコピー機の取扱いについては、「コインコピー機等の設置に伴う電気料負担について(平成12年11月14日練総経収第1095号総務部長通知)」により、電気料の負担額は1枚当たり30銭と規定されてい

る。

光熱水費を徴収していると回答した 137 件について、その算出方法は、子メーターを設置し消費量を按分していると回答したものが 69 件(48.9%)で最も多く、次いで、コインコピー機等により単価を設定していると回答したものが 31 件(22.0%)であった。

【表23】

(徴収している)または (減額して徴収している)とお答えの場合、光熱水費の算出方法についてお答えください。	回答数	割合
親メーターを設置し、実績払い	6	4.3%
子メーターを設置し、消費量を按分	69	48.9%
子メーターがないので、使用器具から按分	5	3.5%
子メーターがないので、使用面積から按分	26	18.4%
内線電話の本数から按分	3	2.1%
コインコピー機等により、単価を設定している	31	22.0%
その他	1	0.7%
合計	141	100

1 件の使用許可で複数の算出方法をとっているものがあり、合計数は、徴収していると回答した数(137件)と一致しない。

コインコピー機等により単価を設定していると回答したものについては、いずれも電気料の負担額を 1 枚当たり 30 銭と定めていた。

その他の内容は、「子メーターがないので使用面積から按分し、さらに事務室の使用状況から使用面積分に 3/8 を乗じて算出している」であった。

(3) 光熱水費を徴収していない理由について

光熱水費を徴収していない理由については、光熱水費の負担が発生しないと回答したものが 59 件(80.8%)、免除していると回答したものが 14 件(19.2%)であった。

光熱水費の負担が発生しないと回答したものは、募金箱、案内板の設置、展示販売などであった。

【表24】

(徴収していない)とお答えの場合、その理由についてお答えください。	回答数	割合
光熱水費の負担が発生しない	59	80.8%
免除している	14	19.2%
合計	73	100

## (4) 光熱水費の免除理由について

光熱水費を免除している理由については、㊦使用料の免除理由と同じと回答したものが11件(78.6%)、㊧その他と回答したものが3件(21.4%)であった。なお、㊨従前から免除しており不明と回答したものはなかった。

【表25】

(免除している)の理由	回答数	割合
㊦使用料の免除理由と同じ	11	78.6%
㊨従前から免除しており不明	0	0%
㊧その他	3	21.4%
合計	14	100

㊧その他の内容は、「商品価格を減額し価格へ反映している」「障害のある方が運営しており営利目的としていない」であった。

## 8 行政財産の目的外使用に関する合规性について

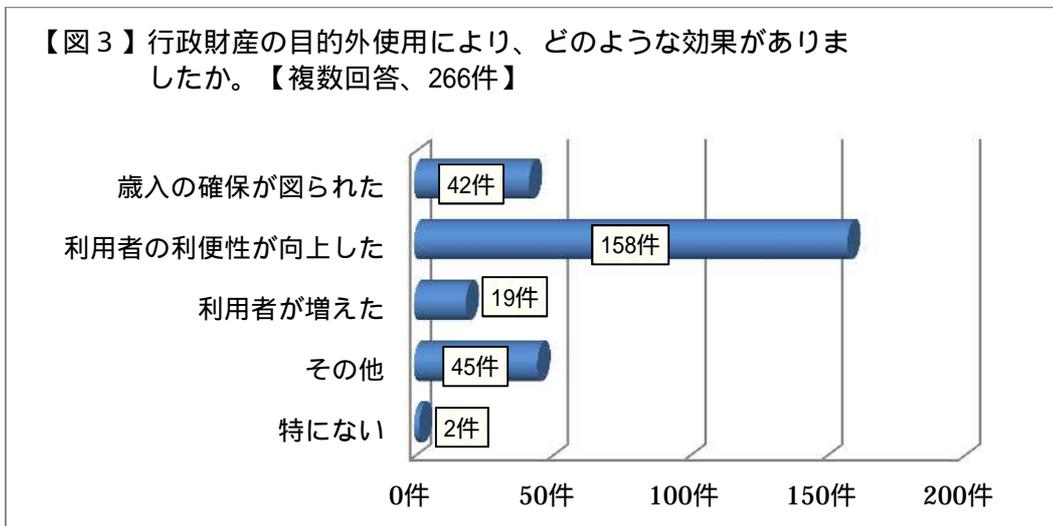
行政財産の目的外使用に関する合规性については、全て 担保されているとの回答であった。

【表26】

設問の回答を踏まえた上で、行政財産の目的外使用に関して、合规性は担保されていますか。	回答数	割合
担保されている	210	100%
担保されていない	0	0%
わからない	0	0%
合計	210	100

## 9 行政財産の活用状況について

行政財産の目的外使用による効果については、利用者の利便性が向上したと回答したものが158件で最も多く、次いでその他と回答したものが45件、歳入の確保が図られたと回答したものが42件であった。



その他の内容は、防災情報等の周知が図られた(防災情報伝達自動販売機)、災害時の飲料水の確保が図られた(同)、障害者に社会参加の機会を付与した(展示販売)、障害者福祉に寄与している(自動販売機)、障害者の自立への寄与(喫茶コーナー)などであった。

また、今回の行政監査の対象となった施設(99件)において、現在有効に活用されていないと思われるスペースについては、全ての施設でないと回答であった。

【表27】

設問の施設において、現在有効に活用されていないとお考えのスペースがありますか。	回答数	割合
ある	0	0%
ない	99	100%
合計	99	100

施設単位で集計した。

## 10 行政財産の貸付けについて

### (1) 貸付けの有無について

今回の行政監査の対象となった施設(99件)における、行政財産の貸付け状況については、全ての施設で行っていないとの回答であった。

【表28】

設問の施設では、行政財産の貸付けを行っていますか。	回答数	割合
行っている	0	0%
行っていない	99	100%
合計	99	100

施設単位で集計した。

(2) 貸付け等の範囲が拡大されたことについて

平成18年の自治法の改正により、行政財産の貸付け等の範囲が拡大されたことを知っているか、については、知っていると回答したものが28件(28.3%)であり、知らないとの回答したものの71件(71.7%)を下回った。

【表29】

平成18年の自治法の改正により、行政財産の貸付け等の範囲が拡大されたことを知っていますか。	回答数	割合
知っている	28	28.3%
知らない	71	71.7%
合計	99	100

施設単位で集計した。

(3) 有効活用等を進めている自治体があることについて

行政財産の貸付けに係る一般競争入札の導入により、行政財産の有効活用等を進めている自治体があることを知っているか、については、知っていると回答したものが51件(51.5%)であり、知らないと回答したものの48件(48.5%)を若干上回った。

【表30】

行政財産の貸付けに係る一般競争入札の導入により、行政財産の有効活用等を進めている自治体があることを知っていますか。	回答数	割合
知っている	51	51.5%
知らない	48	48.5%
合計	99	100

施設単位で集計した。

(4) 目的外使用許可を貸付けに切り替えることについて

行政財産の目的外使用許可を貸付けに切り替えることは可能かについ

では、 わからないと回答したものが 63 件(58.9%)で最も多く、 貸付けにはなじまないと回答したものが 42 件(39.3%)、 可能と回答したものが 2 件(1.9%)であった。

【表31】

行政財産の目的外使用許可を、貸付けに切り替えることは可能ですか。	回答数	割合
可能	2	1.9%
貸付けにはなじまない	42	39.3%
わからない	63	58.9%
合計	107	100

原則として施設単位で集計したが、目的外使用許可の用途内容で異なる回答をしたものがある。

貸付けにはなじまないと回答したものの理由は、「障害者団体の支援を目的としている」「区の障害者施策上団体の育成のため使用料を免除にしている」「区として全庁的に統一された取扱いが必要と考える」などであった。

また、可能と回答したものの目的外使用許可の用途は、自動販売機の設置であった。

(5) 貸付けの検討状況について

行政財産の貸付けの検討状況については、 予定なしと回答したものが 88 件(88%)で最も多く、 検討したと回答したものが 7 件(7%)、 検討予定と回答したものが 5 件(5%)で、 検討中と回答したものはなかった。

【表32】

行政財産の貸付けの検討状況についてお答えください。	回答数	割合
検討した	7	7%
検討中	0	0%
検討予定	5	5%
予定なし	88	88%
合計	100	100

原則として施設単位で集計したが、目的外使用許可の用途内容で異なる回答をしたものがある。

検討したと回答したものの検討結果については、「障害者に関する法律の大きな改正が続いている状況にあり、制度が落ち着き運営状態が安定するまでは現状維持が適当」との回答であった。

検討予定と回答したものの検討時期については、25年度以降とのことであった。

予定なしと回答したものの理由は、「全庁的に方針を決定すべきものとする」「他部署の状況を見て検討したい」などであった。

## 11 駐車場について

### (1) 駐車場の有無について

今回の行政監査の対象となった施設(99件)における、駐車場の設置状況については、無料の駐車場があると回答したものが44件(44.4%)で最も多く、駐車場はないと回答したものが36件(36.4%)、有料の駐車場があると回答したものが19件(19.2%)であった。

【表33】

設問の施設には、駐車場がありますか。	回答数	割合
駐車場はない	36	36.4%
無料の駐車場がある	44	44.4%
有料の駐車場がある	19	19.2%
合計	99	100

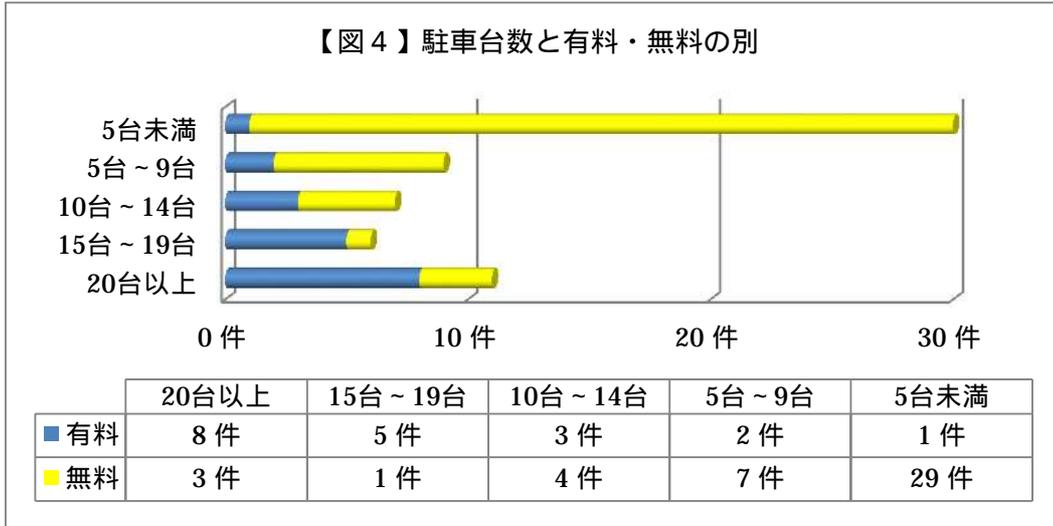
施設単位で集計した。

### (2) 駐車台数について

無料または有料の駐車場があるとした施設における駐車台数については、5台未満が30件(うち無料が29件)、5台～9台が9件(うち無料が7件)、10台～14台が7件(うち無料が4件)、15台～19台が6件(うち無料が1件)、20台以上が11件(うち無料が3件)であった。

駐車台数と有料・無料の別については、次図のとおりである。

【図4】 駐車台数と有料・無料の別



(3) 駐車場を有料化していない理由について

区が平成21年3月に作成した「使用料の基本的考え方(改定版)」によると、施設付置駐車場の使用料の考え方として「一定規模(概ね10台)以上の駐車場を対象に有料化している。」「駐車場有料化の目的は(中略)受益者負担だけではなく、混雑緩和や環境配慮にもある。今回の見直しにおいて、駐車場の利用については、(中略)全ての区立施設の付置駐車場が有料とすることで統一する。」と規定されている。

無料の駐車場についての駐車場を有料化していない理由については、施設の特性上有料化になじまないと回答したものが23件(50%)で最も多く、次いで障害者用駐車スペースしかないと回答したものが14件(30.4%)であった。

【表34】

(無料の駐車場がある)とお答えの場合、駐車場を有料化していない理由をお答えください。【複数回答有】	回答数	割合
施設の特性上、有料化になじまない	23	50%
近隣等との関係上、有料化できない	2	4.3%
有料化しても需要が見込めない	2	4.3%
障害者用駐車スペースしかないため	14	30.4%
検討したことがない	4	8.7%
その他	1	2.2%
合計	46	100

施設単位で集計した。

その他の内容は、「舞台（ホール）利用者に一体的に貸出しをしている（練馬文化センター）」であった。

(4) 駐車場への貸付制度導入の可否について

東京都では、平成19年6月から行政財産を民間事業者へ貸し付けて都税事務所の来庁者用駐車場を24時間営業のコインパーキングとしてオープンするなど、行政財産の貸付けによる利活用を進めている。東京都のホームページによると、コインパーキング導入の効果として、㊦開庁時間外（夜間・土日祝）は一般駐車場として利用できること、㊧開庁時間は来庁者の利用を優先し、無料駐車券を発行して来庁者の利便性を確保していること、㊨地域の違法駐車対策に寄与していること、を掲げている。

今回の行政監査の対象となった施設で駐車場があると回答した施設（63施設）における貸付制度の導入の可否については、不可能と回答したものが53件（84.1%）で最も多く、一部可能と回答したものが6件（9.5%）、可能と回答したものが4件（6.3%）であった。

不可能と回答したものの理由は、「施設の構造上出入口等のセキュリティが保たれない」「休館日には工事や設備点検作業が多く夜間のみコインパーキング化しても利用者は見込めない」「夜間開放は施設の管理上支障がある」などであった。

【表35】

東京都においては平成19年度から来庁者用駐車場をコインパーキング化するなど、行政財産の貸付けによる利活用を進めています。コインパーキング導入の効果として、開庁時間外（夜間・土日祝）は一般駐車場として利用できること、開庁時間は来庁者の利用を優先し、無料駐車券を発行して来庁者の利便性を確保していること、地域の違法駐車対策に寄与していることを掲げています。 このことを踏まえた上で、駐車場に貸付制度を導入することは可能かどうか、お答えください。	回答数	割合
可能	4	6.3%
一部可能	6	9.5%
不可能	53	84.1%
合計	63	100

施設単位で集計した。

## 12 自動販売機の設置について

### (1) 自動販売機の売上状況の把握について

自動販売機の使用許可を行っている場合、自動販売機の売上を把握しているかについては、把握していないと回答したものが59件(96.7%)、把握していると回答したものが2件(3.3%)であった。

【表36】

自動販売機の使用許可を行っている場合、自動販売機の売上を把握していますか。	回答数	割合
把握している	2	3.3%
把握していない	59	96.7%
合計	61	100

施設単位で集計した。

### (2) 自動販売機新規設置の問合せ状況について

自動販売機について、平成23年度以降、事業者等から「新規に設置したい」といった問合せ（既に目的外使用許可したものは除く。）があったかについては、ないと回答したものが79件(94.0%)、あったと回答したものが5件(6.0%)であった。

問合せのあった品目については、飲料水と回答したものが最も多く、その他の品目としては、水泳用品、コンビニ形式の食品・日用品であった。

【表37】

自動販売機について、平成23年度以降、事業者等から「新規に設置したい」といった問合せはありましたか（既に目的外使用許可したものは除く。）。	回答数	割合
あった	5	6.0%
ない	79	94.0%
合計	84	100

施設単位で集計した。

### (3) 公募制導入の可否について

大阪府においては平成19年度に自動販売機の設置を行政財産の目的外使用としつつも、公募による価格競争を導入したことにより、使用料収入が5,483,700円から303,704,000円と約56倍に増加したことが、新聞報道で大きく取り上げられた。これ以降、自動販売機の設置者の公募を行い同様の成果をあげた自治体が増えている。

今回の行政監査の対象となった施設において、自動販売機の設置に当たり、公募制の導入が可能かどうかについては、可能と回答したものが39件(44.8%)、不可能と回答したものが36件(41.4%)、一部可能と回答したものが12件(13.8%)、であった。

【表38】

大阪府においては平成19年度に自動販売機の設置を行政財産の目的外使用としつつも、公募による価格競争を導入したことにより、使用料収入は約56倍に増加しました。 このことを踏まえた上で、自動販売機の設置に当たり、公募制の導入が可能かどうか、お答えください。	回答数	割合
可能	39	44.8%
一部可能	12	13.8%
不可能	36	41.4%
合計	87	100

施設単位で集計した。

一部可能と回答したものの理由は、「防災情報等の提供に関する協定に基づく自動販売機であることが条件で業者が限られる」などであった。

不可能と回答したものの理由は、「既に障害者団体の支援を目的としたものが設置されている」「区として全庁的に統一された取扱いが必要と考える」「職員のみが使用している施設であり利用者および売上が限られる」などであった。

(4) 一般競争入札による貸付制度導入の可否について

財団法人地方自治研究機構が平成22年3月に取りまとめた「自治体の収入増加に関する調査研究」によれば、一般競争入札等の導入後の収入額が平均21.9倍になるとの報告がされている。

今回の行政監査の対象となった施設において、自動販売機の設置に当たり、一般競争入札による貸付制度の導入が可能かどうかについては、不可能と回答したものが48件(55.2%)、一部可能と回答したものが22件(25.3%)、可能と回答したものが17件(19.5%)であった。

【表39】

財団法人地方自治研究機構が平成21年10月に行った調査では、一般競争入札等の導入後の収入額が平均21.9倍になるとの報告がされています。 このことを踏まえた上で、自動販売機の設置に当たり、一般競争入札による貸付制度を導入することは可能かどうか、お答えください。	回答数	割合
可能	17	19.5%
一部可能	22	25.3%
不可能	48	55.2%
合計	87	100

施設単位で集計した。

回答内容および理由は、前設問とほぼ同じであったが、一部可能と回答したものの理由として、「第一義的に防災情報等の提供や、利便性を目的としているため、収入増加を目的とした場合の貸し付けとは性質上なじまない場合がある」としたものがあつた。

(5) 使用料、光熱水費の徴収状況について

指定管理者が自ら管理する施設に自動販売機を設置している場合について、区は、使用料、光熱水費を徴収しているかについては、光熱水費のみ徴収していると回答したものが6件(54.5%)、両方とも徴収していると回答したものが3件(27.3%)、使用料のみ徴収していると回答したものが2件(18.2%)で、いずれも徴収していないと回答したものはなかった。

【表40】

指定管理者が自ら管理する施設に自動販売機を設置している場合のみ、お答えください。区は、使用料、光熱水費を徴収していますか。	回答数	割合
両方とも徴収している	3	27.3%
使用料のみ	2	18.2%
光熱水費のみ	6	54.5%
両方とも徴収していない	0	0%
合計	11	100

施設単位で集計した。

13 行政財産の有効活用および歳入の確保について

行政財産が有効に活用され、歳入は十分に確保されているかについては、担保されていると回答したものが151件(71.9%)、わからないと回答したものが44件(21.0%)、担保されていないと回答したものが15件(7.1%)であった。

【表41】

設問の回答を踏まえた上で、行政財産が有効に活用され、歳入は十分に確保されていますか。	回答数	割合
担保されている	151	71.9%
担保されていない	15	7.1%
わからない	44	21.0%
合計	210	100

施設単位で集計した。

担保されていないと回答したものの理由は、大半が「使用料免除のため歳入が確保されていない」であり、わからないと回答したものの理由は、「利用者の利便性や福祉の向上などを考慮せず歳入面のみで有効性を判断することはできない」「施設使用料を徴収しないことによる歳入減が適切かどうか判断できない」などであった。

### 第3 監査委員意見

#### 1 目的外使用許可に係る適正な事務処理の確保に向けて

練馬区では、管理規則第23条の2において、目的外使用許可できる相手方および場合を限定している。また、使用許可した場合の使用料について、使用料条例第2条で使用料の額、第5条で使用料の減免、第6条で使用料の納入方法、第8条で督促および延滞金、などを規定している。さらに、「公有財産管理の手引き」で使用許可の手続についての基準を明示している。

目的外使用許可および使用料の算定および収納事務においては、これら条例・規則・手引に基づいた適正な運用がなされなければならない。

- (1) アンケート調査の回答内容を分析すると、全ての施設で「行政財産の目的外使用に関して合规性が担保されている」と回答しているものの、継続の場合の使用許可申請書の提出が遅れていた事例、使用料条例の免除基準の適用が異なっていた事例、使用料減免申請書の形式が不十分であった事例、適正な納付期限が設定されていなかった事例があった。

また、使用許可基準の適用において「その他やむを得ないため」としたものの中で約2割が「決定文書がない」と回答した、使用料の減免において「特に必要があるため」と判断した理由が明記されていないなど、使用許可の決定文書の記載が十分ではない事例があった。

今後、所管課においては、引き続き、目的外使用許可に係る適正な事務処理の確保に努められるとともに、起案の目的、理由等を明確にした決定文書の作成を行われたい。

- (2) 管理規則第24条第4項に記載のある相手方の信用調査について、約8割が「行っていない」と回答していた。このことは、「公有財産管理の手引き」に信用調査に関する記述がないことも原因の一つであると考えられる。また、管理規則第23条の2の使用許可基準に関する手引の記述部分で、平成24年4月の団体名の変更が反映されていない事例があった。

今後、所管課においては、記載内容の精査に努められたい。

#### 2 さらに行政財産の活用と歳入の確保に向けて

自治法第238条の4第2項において、「行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる」とある。また同条第7項において、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」とある。このことは、行政財産によっては、本来の用途または目的を妨げないばかりか、場合によっては行政財産の効用を高めることもあり、その使

用を認めることが適当である場合は、使用させることができると解されている。

管理規則第3条においても、「財産の管理について、常に最善の注意を払い、良好な状態で維持および保持をし、経済的かつ効果的に利用されるようにしなければならない」と規定されている。

- (1) 区民利用施設の地区区民館などでは、施設の空きスペースや近隣関係等様々な事情もあろうが、自動販売機のある施設とない施設が存在する。また、所管課長からの課題等説明によれば、東日本大震災の影響で平成24年3月末をもって光が丘体育館の食堂の目的外使用許可が終了し、つぎの食堂事業者による営業開始は同年12月の見込みであるとのことであった（平成25年1月17日から営業を開始）。

目的外使用許可を行うことで行政財産の効用を高められれば、施設の付加価値が高まり、利用者数の増加や利便性の向上も期待できる。このことは、区民等の満足度を向上させるばかりか、使用料収入の増加にも繋がるものである。

他自治体では、行政財産の目的外使用許可に公募制などの競争原理を取り入れて収入が大幅に増加した事例がある。アンケート調査においても、自動販売機の設置に当たり公募制の導入の可否については、約6割が可能または一部可能との回答であった。これらのことを踏まえ、区においては、行政財産のさらなる活用と歳入の確保の観点から、目的外使用許可の精査に取り組みたい。

- (2) 平成18年の自治法改正により行政財産の貸付け範囲等が拡大されたが、監査対象施設で貸付けを行っている事例はなく、アンケート調査においても認知度は約3割と低かった。行政財産の貸付けの検討状況についても、検討の予定がないとした所管課が約9割であり、その理由として全庁的に方針を決定すべきとの意見があった。

一方、駐車場や自動販売機への貸付け制度の導入の可否については、駐車場では約1割、自動販売機では約4割が、可能または一部可能との回答であった。

厳しい財政状況が続く中、区においてはあらゆる手法を駆使して新たな財源を確保することが求められており、行政財産の貸付け制度もその有効な手法の一つである。区においても、他自治体の事例も参考にしながら、貸付け制度の周知と導入の効果について、全庁的な検討に取り組みたい。



## 部別目的外使用許可等一覧表

( この表は、アンケート調査項目中、主要項目を一覧にしたものである。 )



施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段: 始期, 下段: 終期)	1年超の場合の決定文書	使用物件の数量・単位		施設の運営形態	許可基準	第7号とした決定文書の有無	使用許可手続について				月額使用料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用の場合における当初の開始年度	合規性担保の評価
						数量	単位				相手方調査	関係書類添付	許可書交付日数	実地調査		実施調査の頻度	減免理由	減免申請書の記載	決定文書への可否判断等	継続使用の減免申請書	適正な納期限の遵守	徴収の有無	算出方法		

## 1 危機管理室 (5件)

南大泉備蓄倉庫	土地	防災情報伝達自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.12	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	未添付	22	未実施		851							未設定		徴収	使用面積から按分			担保されている
練馬区消防施設(練馬三丁目)	土地	防災情報伝達自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.12	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	未添付	22	未実施		1,024							未設定		徴収	使用面積から按分			担保されている
高松防災広場	土地	防災情報伝達自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.68	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	未添付	22	未実施		1,423							未設定		徴収	使用面積から按分			担保されている
大泉学園町防災広場	土地	防災情報伝達自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.12	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	未添付	22	未実施		705							未設定		徴収	使用面積から按分			担保されている
桜台六丁目防災井戸	土地	物置設置	(省略)	H22.4.1 H27.3.31	無	3.53	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	未添付	14	未実施		免除	その他	記載	記載	提出					未徴収		未発生	平成5年	担保されている

## 2 総務部 (40件)

練馬区役所	建物	訪問看護ステーション	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		60	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	未添付	7	実施	その他(随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出					徴収	使用面積から按分		平成8年	担保されている
練馬区役所	建物	募金箱	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	直営	第1号		未実施	未添付	74	実施	年2回	免除	特に必要有	記載	記載	提出					未徴収		未発生	昭和49年	担保されている
練馬区役所	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		159.71	m <sup>2</sup>	直営	第1号		未実施	未添付	77	実施	その他(随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出					徴収	使用面積から按分・内線電話の本数按分		平成5年	担保されている
練馬区役所	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		6	台	直営	第7号	有	未実施	未添付	71	実施	その他(随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出					徴収	コピー1枚当たり0.3円		平成元年	担保されている
練馬区役所	建物	食堂	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		388.4	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	未添付	0	実施	その他(随時)	売上げの8/100						設定	守られている	徴収	使用面積から按分				担保されている
練馬区役所	建物	ATM	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		6.15	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	未添付	83	実施	その他(随時)	13,419						設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分		平成2年	担保されている	
練馬区役所	建物	ATM	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.37	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	未添付	84	実施	その他(随時)	2,989						設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分		平成6年	担保されている	
練馬区役所	建物	証明用写真機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.05	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	未添付	61	実施	その他(随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出					徴収	子メーターから消費量按分		平成10年	担保されている
練馬区役所	建物	喫茶コーナー	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		114.11	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	未添付	7	実施	その他(随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出					未徴収		免除	昭和62年	担保されている
練馬区役所	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		305.24	m <sup>2</sup>	直営	第1号		未実施	未添付	74	実施	その他(随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出					徴収	使用面積から按分・内線電話の本数按分		昭和60年	担保されている
練馬区役所	建物	ATM	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		5	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	未添付	5	実施	その他(随時)	10,909						設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分		平成8年	担保されている	
練馬区役所	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		55.76	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	未添付	42	実施	その他(随時)	121,670						設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分		平成2年	担保されている	
練馬区役所	建物	広告付き周辺案内図設置	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.78	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	未添付	24	実施	その他(随時)	3,883						設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分		平成23年	担保されている	

表 1

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段:始 期、下段: 終期)	1年超 の場合 の決定 文書	使用物件の数量・単位		施設の 運営形 態	許可 基準	第7号 とした 決定文 書の有 無	使用許可手続について				月額使用 料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用 の場合に おける当 初の開始 年度	合規性担 保の評価		
						数量	単位				相手方 調査	関係書 類添付	許可書 交付日 数	実地調査		実施調査 の頻度	減免理 由	減免申 請書に 理由の 記載	決定文 書への 可否判 断等	継続使 用の減 免申請 書	適正な 納期限 の遵守	徴収の 有無	算出方法			未徴収 の理由	
練馬区役所	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	直営	第3号		未実施	未添付	63	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分		平成23年	担保され ている
練馬区役所	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	直営	第3号		未実施	未添付	63	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分		昭和52年	担保され ている
練馬区役所	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	直営	第7号	無	未実施	未添付	78	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分		平成7年	担保され ている
練馬区役所	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		24	台	直営	第3号		未実施	未添付	74	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分		平成2年	担保され ている
練馬区役所	建物	たばこ自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	直営	第3号		未実施	未添付	59	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分		平成16年	担保され ている
練馬区役所	建物	食堂	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		487.64	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	未添付	59	実施	毎月1回	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分			担保され ている
練馬区役所	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		24	台	直営	第3号		未実施	未添付	59	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分		平成2年	担保され ている
練馬区役所	建物	売店	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		60.22	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	未添付	59	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保され ている
練馬区役所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		20.4	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	未添付	74	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成6年	担保され ている
練馬区役所	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		137.99	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	未添付	15	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按 分・内線電話の本 数按分		昭和62年	担保され ている
石神井庁舎	土地	防災情報伝達自動販 売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	未添付	21	実施	その他 (随時)	1,295					設定	守られ ている	未徴収		未発生	平成19年	担保され ている
石神井庁舎	建物	募金箱	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m <sup>2</sup>	直営	第1号		未実施	未添付	14	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成17年	担保され ている
石神井庁舎	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	未添付	7	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円		昭和62年	担保され ている
石神井庁舎	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2.07	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	未添付	14	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分		昭和54年	担保され ている
石神井庁舎	建物	自動販売機および出 張販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		3.08	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	未添付	21	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分		平成13年	担保され ている
石神井庁舎	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H24.9.30		19.8	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	未添付	22	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	未記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分		昭和45年	担保され ている
職員研修所	土地	駐車場	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	直営	第1号		未実施	未添付	55	実施	その他 (随時)	免除	公共団 体によ る公用	記載	記載	提出			未徴収		未発生		担保され ている
職員研修所	土地	駐車場	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		3	台	直営	第1号		未実施	未添付	6	実施	その他 (随時)	免除	公共団 体によ る公用	記載	記載	提出			未徴収		未発生		担保され ている
職員研修所	土地	駐車場	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		4	台	直営	第1号		未実施	未添付	70	実施	その他 (随時)	免除	公共団 体によ る公用	記載	記載	提出			未徴収		未発生		担保され ている
職員研修所	土地	駐車場	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		5	台	直営	第1号		未実施	未添付	76	実施	その他 (随時)	免除	公共団 体によ る公用	記載	記載	提出			未徴収		未発生		担保され ている

表 2

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段:始 期、下段: 終期)	1年超 の場合 の決定 文書	使用物件の数量・単位		施設 の運 営形 態	許可 基準	第7号 とした 決定文 書の有 無	使用許可手続について			月額使用 料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用 の場合に おける当 初の開始 年度	合規性担 保の評価			
						数量	単位				相手方 調査	関係書 類添付	許可書 交付日 数		実地調査	実施調査 の頻度	減免理 由	減免申 請書に 理由の 記載	決定文 書への 可否判 断等	継続使 用の減 免申請 書	適正な 納期限	納期限 の遵守			徴収の 有無	算出方法	未徴収 の理由
職員研修所	土地	駐車場	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	直営	第1号		未実施	未添付	101	実施	その他 (随時)	免除	公共団 体による 公用	記載	記載	提出			未徴収		未発生		担保され ている
職員研修所	土地	駐車場	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	直営	第1号		未実施	未添付	80	実施	その他 (随時)	免除	公共団 体による 公用	記載	記載	提出			未徴収		未発生		担保され ている
職員研修所	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	直営	第3号		未実施	未添付	74	実施	その他 (随時)	免除	公共団 体による 公用	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている
練馬区役所第 二駐車場	土地 建物	倉庫	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		18.65	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	未添付	65	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			未徴収		免除		担保され ている
情報公開室	建物	倉庫	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		3	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	未添付	8	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			未徴収		免除		担保され ている
情報公開室	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	直営	第7号	有	未実施	未添付	12	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保され ている
練馬豊玉中職 員寮	土地	防災情報伝達自動販 売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.35	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	未添付	14	実施	年1回	1,171					設定	守られ ている	未徴収		未発生		担保され ている

### 3 区民生活事業本部区民部 (9件)

第二出張所	土地	防災情報伝達自動販 売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.27	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	添付	28	実施	その他 (随時)	1,157						設定	守られ ている	未徴収		未発生	平成21年	担保され ている
関出張所	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	添付	25	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円		平成21年	担保され ている	
上石神井出張 所	土地	防災情報伝達自動販 売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.34	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	添付	11	実施	その他 (随時)	1,288						設定	守られ ている	未徴収		未発生	平成13年	担保され ている
光が丘区民セ ンター	土地	防災情報伝達自動証 明写真機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.95	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	未添付	14	実施	毎月1回	990						設定	守られ ている	徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている
光が丘区民セ ンター	建物	喫茶コーナー	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		42.13	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	未添付	9	未実施		免除	特に必 要有	記載	記載	提出			未徴収		免除		担保され ている	
光が丘区民セ ンター	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2.16	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	未添付	9	実施	毎月1回	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている	
光が丘区民セ ンター	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		70	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	未添付	13	未実施		免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保され ている	
光が丘区民セ ンター	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	未添付	21	未実施		免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保され ている	
関区民セン ター	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.196	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	添付	36	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分	平成7年		担保され ている	

### 4 区民生活事業本部産業経済部 (8件)

石神井公園区 民交流セン ター	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		34	m <sup>2</sup>	指定 管理	第7号	有	未実施	未添付	20	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分		平成14年	担保され ている
石神井公園区 民交流セン ター	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m <sup>2</sup>	指定 管理	第7号	有	未実施	未添付	26	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保され ている

表 3

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段:始 期、下段: 終期)	1年超 の場合 の決定 文書	使用物件の数 量・単位		施設 の運 営形 態	許可 基準	第7号 とし た決 定文 書の 有無	使用許可手続について				月額使用 料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用 の場合に おける当 初の開始 年度	合規性担 保の評価		
						数量	単位				相手方 調査	関係書 類添付	許可書 交付日 数	実地調査		実施調査 の頻度	減免理 由	減免申 請書に 理由の 記載	決定文 書への 可否判 断等	継続使 用の減 免申請 書	適正な 納期限	納期限 の遵守	徴収の 有無			算出方法	未徴収 の理由
勤労福祉会館	土地	防災情報伝達自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.902	m <sup>2</sup>	指定管理	第7号	有	実施	添付	92	実施	その他	897					設定	守られている	未徴収		未発生		担保されている
勤労福祉会館	土地	看板設置	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.11	m <sup>2</sup>	指定管理	第3号		実施	添付	92	実施	その他	109					設定	守られている	徴収	使用器具から按分			担保されている
勤労福祉会館	建物	食堂	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		220.77	m <sup>2</sup>	指定管理	第3号		実施	添付	92	実施	その他	売上げの 5/100					設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分	平成12年		担保されている
勤労福祉会館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.46	m <sup>2</sup>	指定管理	第3号		実施	添付	92	実施	その他	免除	特に必要有	未記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分	平成21年		担保されている
勤労福祉会館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m <sup>2</sup>	指定管理	第7号	有	実施	添付	102	実施	その他	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保されている
勤労福祉会館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2.16	m <sup>2</sup>	指定管理	第3号		実施	添付	109	実施	その他	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている

## 5 区民生活事業本部地域文化部（54件）

早宮地区区民館	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.9	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	添付	47	未実施		762					設定	守られている	未徴収		未発生	平成15年	担保されている
北町第二地区区民館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	添付	8	未実施		免除	特に必要有	記載	記載				徴収	コピー1枚当たり 0.3円	平成24年		担保されている
旭町南地区区民館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	添付	57	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保されている
旭町南地区区民館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		3.12	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	添付	47	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分・使用面積から按分			担保されている
光が丘地区区民館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	添付	57	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円	平成23年		担保されている
練馬文化センター	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		84	m <sup>2</sup>	指定管理	第7号	有	未実施	添付	15	実施	その他 (随時)	免除	特に必要有	未記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分	平成22年		担保されている
練馬文化センター	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		16	台	指定管理	第3号		実施	添付	15	実施	その他 (随時)	24,327					設定	守られている	未徴収		未発生	平成22年	担保されている
大泉学園ホール	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	指定管理	第3号		実施	添付	15	実施	その他 (随時)	9,525					設定	守られている	未徴収		未発生	平成22年	担保されている
石神井公園ふるさと文化館	土地	看板設置	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.4	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	添付	16	未実施		388					設定	守られている	未徴収		未発生	平成21年	担保されている
石神井公園ふるさと文化館	建物	自動販売機等	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.157	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	添付	47	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分	平成21年		担保されている
石神井公園ふるさと文化館	建物	食堂	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		36.8	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	添付	16	未実施		売上げの 5/100					設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分	平成21年		担保されている
石神井公園ふるさと文化館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	添付	36	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保されている

表 4

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段:始 期、下段: 終期)	1年超 の場合 の決定 文書	使用物件の数量・単位		施設 の運 営形 態	許可 基準	第7号 とした 決定文 書の有 無	使用許可手続について				月額使用 料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用 の場合に おける当 初の開始 年度	合規性担 保の評価		
						数量	単位				相手方 調査	関係書 類添付	許可書 交付日 数	実地調査		実施調査 の頻度	減免理 由	減免申 請書に 理由の 記載	決定文 書への 可否判 断等	継続使 用の減 免申請 書	適正な 納期限	納期限 の遵守	徴収の 有無			算出方法	未徴収 の理由
生涯学習センター	土地	防災情報伝達自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.906	m <sup>2</sup>	業務委託	第7号	有	未実施	添付	106	実施	その他 (随時)	928					設定	守られている	未徴収		未発生	平成16年	担保されている
生涯学習センター	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.952	m <sup>2</sup>	業務委託	第3号		未実施	添付	28	実施	その他 (随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分		平成18年	担保されている
生涯学習センター	建物	喫茶コーナー	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		18.076	m <sup>2</sup>	業務委託	第3号		未実施	添付	28	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		免除	平成18年	担保されている
総合体育館	土地	防災情報伝達自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.8	m <sup>2</sup>	業務委託	第3号		実施	添付	22	実施	その他 (随時)	1,813					設定	守られている	徴収	親メーターによる実績払い		平成16年	担保されている
総合体育館	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		71.39	m <sup>2</sup>	業務委託	第7号	無	実施	添付	5	実施	その他 (随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用器具から按分		平成10年	担保されている
総合体育館	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		16.5	m <sup>2</sup>	業務委託	第7号	無	実施	添付	5	実施	その他 (随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用器具から按分		平成13年	担保されている
総合体育館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		5	台	業務委託	第3号		実施	添付	34	実施	その他 (随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
光が丘体育館	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		16.8	m <sup>2</sup>	指定管理	第7号	有	実施	添付	8	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保されている
光が丘体育館	建物	売店	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		4.83	m <sup>2</sup>	指定管理	第3号		実施	添付	37	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
光が丘体育館	建物	プール用品自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.548	m <sup>2</sup>	指定管理	第3号		実施	添付	37	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
光が丘体育館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m <sup>2</sup>	指定管理	第7号	有	実施	添付	37	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり0.3円			担保されている
光が丘体育館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		7.3036	m <sup>2</sup>	指定管理	第3号		実施	添付	53	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
桜台体育館	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		8.4	m <sup>2</sup>	指定管理	第7号	有	未実施	添付	46	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保されている
桜台体育館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		3.01	m <sup>2</sup>	指定管理	第3号		未実施	添付	57	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
上石神井体育館	建物	事務室・倉庫	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		10	m <sup>2</sup>	指定管理	第7号	無	未実施	添付	57	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保されている
上石神井体育館	建物	プール用品自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.548	m <sup>2</sup>	指定管理	第3号		未実施	添付	37	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
上石神井体育館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m <sup>2</sup>	指定管理	第7号	無	未実施	添付	51	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり0.3円			担保されている
上石神井体育館	建物	自動販売機等	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		10.176	m <sup>2</sup>	指定管理	第3号		未実施	添付	58	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている

表 5

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段: 始期、下段: 終期)	1年超の場合の 決定文書	使用物件の数量・単位		施設の 運営形態	許可 基準	第7号 とした 決定文 書の有 無	使用許可手続について				月額使用 料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用 の場合に おける当 初の開始 年度	合規性担 保の評価		
						数量	単位				相手方 調査	関係書 類添付	許可書 交付日 数	実地調査		実施調査 の頻度	減免理 由	減免申 請書に 理由の 記載	決定文 書への 可否判 断等	継続使 用の減 免申請 書	適正な 納期限 の遵守	徴収の 有無	算出方法			未徴収 の理由	
平和台体育館	建物	事務室等	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		24.302	m <sup>2</sup>	指定 管理	第7号	有	未実施	添付	40	実施	年1回	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保され ている
平和台体育館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.548	m <sup>2</sup>	指定 管理	第3号		未実施	添付	40	実施	年1回	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている
平和台体育館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		3.406	m <sup>2</sup>	指定 管理	第3号		未実施	添付	40	実施	年1回	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている
大泉学園町体育館	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		12.71	m <sup>2</sup>	指定 管理	第7号	無	未実施	添付	40	実施	年1回	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保され ている
大泉学園町体育館	建物	売店	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		4.9	m <sup>2</sup>	指定 管理	第3号		未実施	添付	38	実施	年1回	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保され ている
大泉学園町体育館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		5	台	指定 管理	第3号		未実施	添付	59	実施	年1回	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている
三原台温水プール	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	指定 管理	第3号		未実施	添付	60	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている
三原台温水プール	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		6	台	指定 管理	第3号		未実施	添付	81	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている
北大泉野球場	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	指定 管理	第3号		未実施	添付	34	実施	年1回	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている
東台野球場	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.56	m <sup>2</sup>	指定 管理	第3号		実施	添付	46	未実施		免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	親メーターによる 実績払い			担保され ている
学田公園野球場	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	指定 管理	第3号		未実施	添付	34	実施	年1回	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生		担保され ている
大泉学園少年野球場	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		3	台	業務 委託	第3号		未実施	添付	34	実施	年1回	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている
土支田庭球場	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	指定 管理	第3号		未実施	添付	34	実施	年1回	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている
豊玉中公園庭球場	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	指定 管理	第3号		未実施	添付	34	実施	年1回	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生		担保され ている
夏の雲公園庭球場	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.91	m <sup>2</sup>	指定 管理	第3号		実施	添付	46	未実施		免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている
大泉さくら運動公園	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	指定 管理	第3号		未実施	添付	34	実施	年1回	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている
大泉さくら運動公園	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	指定 管理	第3号		実施	添付	34	実施	年1回	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている
大泉学園町希望が丘公園運動場	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.74	m <sup>2</sup>	業務 委託	第3号		実施	添付	34	実施	年1回	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている
(仮)練馬総合運動場	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		5.56	m <sup>2</sup>	業務 委託	第3号		実施	添付	9	実施	年1回	5,212					設定	守られ ている	徴収	親メーターによる 実績払い		平成18年	担保され ている
(仮)練馬総合運動場	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	業務 委託	第3号		実施	添付	34	実施	年1回	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	親メーターによる 実績払い			担保され ている

表 6

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段:始 期、下段: 終期)	1年超 の場合 の決定 文書	使用物件の数量・単位		施設の 運営形 態	許可 基準	第7号 とした 決定文 書の有 無	使用許可手続について				月額使用 料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用 の場合に おける当 初の開始 年度	合規性担 保の評価		
						数量	単位				相手方 調査	関係書 類添付	許可書 交付日 数	実地調査		実施調査 の頻度	減免理 由	減免申 請書に 理由の 記載	決定文 書への 可否判 断等	継続使 用の減 免申請 書	適正な 納期限	納期限 の遵守	徴収の 有無			算出方法	未徴収 の理由
公園予定地 (元日本銀行 石神井運動 場)	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H24.9.30		2.43	m <sup>2</sup>	業務委託	第3号		実施	添付	46	未実施		免除	特に必要 有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分			担保され ている
中村南スポ ーツ交流セン ター	土地 建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		8.92	m <sup>2</sup>	指定管理	第3号		未実施	添付	41	実施	年1回	29,657					設定	守られて いる	徴収	子メーターから消費 量按分	平成20年		担保され ている
中村南スポ ーツ交流セン ター	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		49.44	m <sup>2</sup>	指定管理	第7号	有	未実施	添付	41	実施	年1回	免除	特に必要 有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保され ている
中村南スポ ーツ交流セン ター	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2.4	m <sup>2</sup>	指定管理	第3号		未実施	添付	49	実施	年1回	免除	特に必要 有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費 量按分	平成20年		担保され ている

## 6 健康福祉事業本部福祉部 (18件)

練馬デイサー ビスセンター	建物	居宅介護支援事業所	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		16.12	m <sup>2</sup>	指定管理	第7号	有	未実施	添付	6	未実施		免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収			未発生		担保され ている
錦デイサー ビスセンター	建物	居宅介護支援事業所	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		9.35	m <sup>2</sup>	指定管理	第7号	有	未実施	添付	6	未実施		免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収			未発生		担保され ている
高野台デイ サービスセン ター	建物	居宅介護支援事業 所、訪問介護事業所	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		13.52	m <sup>2</sup>	指定管理	第7号	有	未実施	添付	6	未実施		免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収			未発生		担保され ている
光が丘高齢者 センター	建物	居宅介護支援事業所	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		12	m <sup>2</sup>	指定管理	第7号	有	未実施	添付	8	未実施		免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収			未発生		担保され ている
豊玉高齢者セ ンター	建物	防災情報伝達自動販 売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.96	m <sup>2</sup>	指定管理	第3号		未実施	添付	7	未実施		2,567					設定	守られて いる	徴収	子メーターから消費 量按分				担保され ている
富士見台作業 所	土地 建物	障害福祉サービス事 業所	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1,098.75	m <sup>2</sup>	その他	第7号	有	未実施	未添付	69	実施	年1回	免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収		免除	平成3年		担保され ている
東大泉作業所	土地 建物	障害福祉サービス事 業所	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		966.15	m <sup>2</sup>	その他	第7号	有	未実施	未添付	69	実施	年1回	免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収		免除	平成8年		担保され ている
練馬作業所	土地 建物	障害福祉サービス事 業所	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1,209.26	m <sup>2</sup>	その他	第7号	有	未実施	未添付	69	実施	年1回	免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収		免除	平成11年		担保され ている
豊玉作業所	土地 建物	障害福祉サービス事 業所	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		885.08	m <sup>2</sup>	その他	第7号	有	未実施	未添付	69	実施	年1回	免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収		免除	平成11年		担保され ている
中村作業所	土地 建物	障害福祉サービス事 業所、法人事務所	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1,349.74	m <sup>2</sup>	その他	第7号	有	実施	添付	16	実施	年1回	免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収		免除	平成元年		担保され ている
精神障害者通 所訓練室	土地 建物	障害福祉サービス事 業所	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		404.36	m <sup>2</sup>	その他	第7号	有	未実施	未添付	69	実施	年1回	免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収		免除	平成12年		担保され ている
障害者就労支 援室	土地	防災情報伝達自動販 売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m <sup>2</sup>	その他	第7号	有	未実施	未添付	71	未実施		997					設定	守られて いる	徴収	子メーターから消費 量按分				担保され ている
障害者就労支 援室	土地 建物	障害福祉サービス事 業所(移動清掃班の 詰所)	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		156.53	m <sup>2</sup>	その他	第7号	有	未実施	未添付	70	実施	年1回	免除	特に必要 有	記載	記載	提出			未徴収		免除	平成10年		担保され ている
中村橋区民セ ンター	土地	防災情報伝達自動販 売機等	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m <sup>2</sup>	直営	第7号	無	実施	添付	33	実施	毎月1回	1,010					設定	守られて いる	未徴収		未発生	平成17年		担保され ている

表 7

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段:始期、下段:終期)	1年超の場合の決定文書	使用物件の数量・単位		施設の運営形態	許可基準	第7号とした決定文書の有無	使用許可手続について				月額使用料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用の場合における当初の開始年度	合規性担保の評価		
						数量	単位				相手方調査	関係書類添付	許可書交付日数	実地調査		実施調査の頻度	減免理由	減免申請書に理由の記載	決定文書への可否判断等	継続使用の減免申請書	適正な納期限	納期限の遵守	徴収の有無			算出方法	未徴収の理由
心身障害者福祉センター	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m <sup>2</sup>	直営	第7号	無	実施	添付	28	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり0.3円			担保されている
心身障害者福祉センター	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m <sup>2</sup>	直営	第3号		実施	添付	21	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
大泉総合福祉事務所	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.08	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	添付	71	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
大泉総合福祉事務所	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.2	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	添付	67	未実施		7,743					設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分			担保されている

## 7 健康福祉事業本部健康部 (24件)

豊玉保健相談所	土地 建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.65	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	添付	110	未実施		628					設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
豊玉保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生		担保されている
豊玉保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生		担保されている
豊玉保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生		担保されている
豊玉保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生		担保されている
北保健相談所	土地	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.68	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	添付	13	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分		平成19年	担保されている
北保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成19年	担保されている
北保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成19年	担保されている
光が丘保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
光が丘保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
石神井保健相談所	土地	防災情報伝達自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.921	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	添付	80	未実施		824					設定	守られている	徴収	親メーターによる実績払い			担保されている
石神井保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
石神井保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
石神井保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている

表 8

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段: 始期、下段: 終期)	1年超の場合の決定文書	使用物件の数量・単位		施設の運営形態	許可基準	第7号とした決定文書の有無	使用許可手続について				月額使用料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用の場合における当初の開始年度	合規性担保の評価	
						数量	単位				相手方調査	関係書類添付	許可書交付日数	実地調査		実施調査の頻度	減免理由	減免申請書の理由の記載	決定文書への可否判断等	継続使用の減免申請書	適正な納期限の遵守	徴収の有無	算出方法			未徴収の理由
石神井保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
石神井保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
大泉保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
大泉保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
大泉保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
大泉保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
大泉保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
大泉保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
関保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている
関保健相談所	建物	展示販売	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	箇所	直営	第7号	有	未実施	添付	21	未実施	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保されている

## 8 環境まちづくり事業本部環境部 (16件)

関町リサイクルセンター	建物	学習教室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		77.11	m <sup>2</sup>	指定管理	第7号	有	未実施	添付	22	実施	その他(不定期)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保されている
関町リサイクルセンター	建物	ボランティア・地域福祉推進コーナー	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		66.96	m <sup>2</sup>	指定管理	第7号	有	未実施	添付	22	実施	その他(不定期)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保されている
春日町リサイクルセンター	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	指定管理	第7号	有	未実施	添付	26	実施	その他(不定期)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり0.3円			担保されている
豊玉リサイクルセンター	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	指定管理	第7号	有	未実施	添付	26	実施	その他(不定期)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり0.3円			担保されている
田柄ストックヤード	建物	地デジアンテナ設置	(省略)	H23.6.10 H26.3.31	有	1	m <sup>2</sup>	業務委託	第3号		未実施	添付	20	実施	その他(不定期)	免除	特に必要有	記載	記載			未徴収		未発生			担保されている
資源循環センター	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.95	m <sup>2</sup>	業務委託	第3号		未実施	添付	6	未実施		2,553					設定	守られている	未徴収		免除	平成22年	担保されている
資源循環センター	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1.24	m <sup>2</sup>	業務委託	第3号		未実施	添付	6	未実施		3,333					設定	守られている	未徴収		免除	平成22年	担保されている
練馬清掃事務所	土地建物	自動販売機等	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		3.154	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	添付	36	実施	その他(随時)	8,200					設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分			担保されている
練馬清掃事務所	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		35.99	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	実施	添付	50	実施	その他(随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保されている
練馬清掃事務所 桜台分室	土地	自動販売機等	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.86	m <sup>2</sup>	業務委託	第3号		実施	添付	32	実施	その他(随時)	920					設定	守られている	未徴収		未発生	平成22年	担保されている

表 9

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段:始期、下段:終期)	1年超 の場合 の決定 文書	使用物件の数量・単位		施設の 運営形 態	許可 基準	第7号 とした 決定文 書の有 無	使用許可手続について			月額使用 料	減免について			納付方法等		光熱水費について		継続使用 の場合に おける当 初の開始 年度	合規性担 保の評価				
						数量	単位				相手方 調査	関係書 類添付	許可書 交付日 数		実地調査	実施調査 の頻度	減免理 由	減免申 請書に 理由の 記載	決定文 書への 可否判 断等	継続使 用の減 免申請 書	適正な 納期限 の遵守			納期限 の遵守	徴収の 有無	算出方法	未徴収 の理由
石神井清掃事務所	土地建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		5.342	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	添付	40	未実施					設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分		平成21年	担保されている		
石神井清掃事務所	土地建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		3.41	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	添付	40	未実施					設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分		平成23年	担保されている		
石神井清掃事務所	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		38.64	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	添付	12	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	その他(使用面積から按分し3/8を乗じる)		平成12年	担保されている
谷原清掃事業所	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2.247	m <sup>2</sup>	直営	第3号		実施	添付	15	実施	その他(随時)	5,813					未設定		徴収	子メーターから消費量按分		平成24年	担保されている
谷原清掃事業所	建物	事務室	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		19.2	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	添付	13	実施	その他(随時)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	使用面積から按分			担保されている
谷原清掃事業所	建物	たばこ自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.392	m <sup>2</sup>	直営	第3号		実施	添付	13	実施	その他(随時)	1,013					設定	守られている	徴収	子メーターから消費量按分		平成24年	担保されている

## 9 環境まちづくり事業本部都市整備部(4件)

練馬住宅	土地	防災情報伝達自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	m <sup>2</sup>	業務委託	第7号	有	実施	添付	15	実施	4半期に1回	1,890					設定	守られている	未徴収			未発生	担保されている
小竹住宅	土地	防災情報伝達自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	m <sup>2</sup>	業務委託	第7号	有	実施	添付	15	実施	4半期に1回	1,875					設定	守られている	未徴収			未発生	担保されている
江古田駅南北自由通路	建物	案内板設置	(省略)	H23.7.1 H28.6.30	有	34	箇所	その他	第7号	有	未実施	添付	0	実施	年1回	免除	特に必要有		記載				未徴収			未発生	担保されている
江古田駅南北自由通路	建物	広告板設置	(省略)	H23.7.1 H28.6.30	有	32	箇所	その他	第7号	有	未実施	添付	0	実施	年1回	免除	特に必要有		記載				未徴収			未発生	担保されている

## 10 教育委員会事務局教育振興部(21件)

光が丘春の風小学校	建物	案内板設置	(省略)	H22.4.1 H27.3.31	有	1	基	直営	第7号	有	実施	添付	8	実施	年1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収			未発生	昭和62年	担保されている
総合教育センター	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	m <sup>2</sup>	直営	第7号	無	未実施	添付	12	実施	その他(不定期)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり0.3円			担保されている	
総合教育センター	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.65	m <sup>2</sup>	直営	第3号		未実施	添付	18	実施	その他(不定期)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている	
光が丘図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	業務委託	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり0.3円			担保されている	
光が丘図書館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.44682	m <sup>2</sup>	業務委託	第3号		未実施	添付	17	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消費量按分			担保されている	
練馬図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	業務委託	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり0.3円			担保されている	
石神井図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	業務委託	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり0.3円			担保されている	
石神井図書館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.569	m <sup>2</sup>	業務委託	第3号		未実施	添付	116	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	親メーターによる実績払い			担保されている	

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段:始期、下段:終期)	1年超 の場合 の決定 文書	使用物件の数量・単位		施設の 運営形 態	許可 基準	第7号 とした 決定文 書の有 無	使用許可手続について				月額使用 料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用 の場合に おける当 初の開始 年度	合規性担 保の評価		
						数量	単位				相手方 調査	関係書 類添付	許可書 交付日 数	実地調査		実施調査 の頻度	減免理 由	減免申 請書に 理由の 記載	決定文 書への 可否判 断等	継続使 用の減 免申請 書	適正な 納期限 の遵守	徴収の 有無	算出方法			未徴収 の理由	
平和台図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	業務委託	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保されて いる
平和台図書館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.336	m <sup>2</sup>	業務委託	第3号		実施	添付	30	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保されて いる
大泉図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	指定管理	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保されて いる
大泉図書館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.74	m <sup>2</sup>	指定管理	第3号		未実施	添付	17	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保されて いる
関町図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	業務委託	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保されて いる
貫井図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	指定管理	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保されて いる
稲荷山図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	業務委託	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保されて いる
小竹図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	業務委託	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保されて いる
南大泉図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	業務委託	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保されて いる
春日町図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	指定管理	第7号	無	未実施	添付	11	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保されて いる
春日町図書館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.91	m <sup>2</sup>	指定管理	第3号		未実施	添付	17	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保されて いる
南田中図書館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	指定管理	第7号	無	未実施	添付	5	未実施		免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保されて いる
南田中図書館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.6	m <sup>2</sup>	指定管理	第3号		未実施	添付	17	実施	毎月1回	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保されて いる

## 11 教育委員会事務局こども家庭部(11件)

春日町児童館	建物	心身障害児の生活指導訓練、保育活動	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		147.02	m <sup>2</sup>	直営	第7号	無	未実施	添付	17	未実施		免除	特に必要有	未記載	記載	提出			徴収	使用器具から按分			担保されて いる
南田中児童館	建物	心身障害児の生活指導訓練、保育活動	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		111.6	m <sup>2</sup>	直営	第7号	無	未実施	添付	14	未実施		免除	特に必要有	未記載	記載	提出			徴収	使用器具から按分			担保されて いる
大泉第一小学校	建物	保育所	(省略)	H22.4.1 H27.3.31	有	248.05	m <sup>2</sup>	その他	第7号	有	実施	添付	29	実施	その他 (貸付期 間内に1 回以上)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分	平成12年		担保されて いる
上石神井北小学校	土地 建物	保育所	(省略)	H20.4.1 H25.3.31	有	1,276.05	m <sup>2</sup>	その他	第7号	有	実施	添付	48	実施	その他 (貸付期 間内に1 回以上)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成15年	担保されて いる
旭丘中学校	建物	保育所	(省略)	H22.4.1 H27.3.31	有	405	m <sup>2</sup>	その他	第7号	有	実施	添付	29	実施	その他 (貸付期 間内に1 回以上)	免除	特に必要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成12年	担保されて いる

施設名	種別	用途	許可の相手方	許可期間 (上段:始 期、下段: 終期)	1年超 の場合 の決定 文書	使用物件の数 量・単位		施設 の運 営形 態	許可 基準	第7号 とした 決定文 書の有 無	使用許可手続について				月額使用 料	減免について				納付方法等		光熱水費について		継続使用 の場合に おける当 初の開始 年度	合規性担 保の評価		
						数量	単位				相手方 調査	関係書 類添付	許可書 交付日 数	実地調査		実施調査 の頻度	減免理 由	減免申 請書に 理由の 記載	決定文 書への 可否判 断等	継続使 用の減 免申請 書	適正な 納期限	納期限 の遵守	徴収の 有無			算出方法	未徴収 の理由
春日町青少年 館	土地	防災情報伝達自動販 売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.9	m <sup>2</sup>	直営	第7号	有	未実施	添付	87	未実施		906					設定	守られ ている	未徴収		未発生		担保され ている
春日町青少年 館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	直営	第7号	有	未実施	添付	93	未実施		免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保され ている
春日町青少年 館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		2	台	直営	第3号		未実施	添付	100	未実施		免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている
南大泉青少年 館	建物	コピー機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	業務 委託	第7号	有	未実施	添付	93	未実施		免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	コピー1枚当たり 0.3円			担保され ている
南大泉青少年 館	建物	自動販売機	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		1	台	業務 委託	第3号		未実施	添付	100	未実施		免除	特に必 要有	記載	記載	提出			徴収	子メーターから消 費量按分			担保され ている
練馬子ども家 庭支援セン ター分室	土地	防犯カメラ取り付け 用支柱の設置	(省略)	H24.4.1 H25.3.31		0.16	m <sup>2</sup>	業務 委託	第7号	有	未実施	添付	0	実施	その他 (随時)	免除	特に必 要有	記載	記載	提出			未徴収		未発生	平成22年	担保され ている

施設名	用途	行政財産の活用状況等について			行政財産の貸付けについて			駐車場について			自動販売機について				行政財産の有効活用および蔵入確保の評価
		目的外使用による効果	有効に活用されていないと考えるスペースの有無	自治法改正による行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を進めている自治体があること	貸付けへの切替の可否	行政財産の貸付けの検討状況	駐車場の有無	台数	有料化していない理由	貸付制度導入の可否	自動販売機の販売状況	新規設置の問合せ状況	公募制導入の可否	

## 1 危機管理室（5件）

南大泉備蓄倉庫	防災情報伝達自動販売機	その他（防災情報等の周知）	無	知っている	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	一部可能		担保されている
練馬区消防施設（練馬三丁目）	防災情報伝達自動販売機	その他（防災情報等の周知）	無	知っている	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	一部可能		担保されている
高松防災広場	防災情報伝達自動販売機	その他（防災情報等の周知）	無	知っている	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	一部可能		担保されている
大泉学園町防災広場	防災情報伝達自動販売機	その他（防災情報等の周知）	無	知っている	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	一部可能		担保されている
桜台六丁目防災井戸	物置設置	特になし	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	なし									担保されている

## 2 総務部（40件）

練馬区役所	訪問看護ステーション	利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	有料有	155		不可能	把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
練馬区役所	募金箱	その他（募金の周知、団体への協力）															担保されている
練馬区役所	事務室	利用者の利便性向上															担保されている
練馬区役所	コピー機	利用者の利便性向上															担保されている
練馬区役所	食堂	歳入の確保 利用者の利便性向上 利用者の増															担保されている
練馬区役所	ATM	歳入の確保 利用者の利便性向上															担保されている
練馬区役所	ATM	歳入の確保 利用者の利便性向上															担保されている
練馬区役所	証明用写真機	利用者の利便性向上															担保されている
練馬区役所	喫茶コーナー	利用者の増															担保されている
練馬区役所	事務室	利用者の利便性向上															担保されている
練馬区役所	ATM	歳入の確保 利用者の利便性向上															担保されている
練馬区役所	事務室	歳入の確保 利用者の利便性向上															担保されている
練馬区役所	広告付き周辺案内図設置	歳入の確保 利用者の利便性向上 利用者の増															担保されている

施設名	用途	行政財産の活用状況等について		行政財産の貸付けについて				駐車場について			自動販売機について				行政財産の有効活用および蔵入確保の評価		
		目的外使用による効果	有効に活用されていないと考えるスペースの有無	自治法改正による行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を進めている自治体があること	貸付けへの切替の可否	行政財産の貸付けの検討状況	駐車場の有無	台数	有料化していない理由	貸付制度導入の可否	自動販売機の売上状況	新規設置の問合せ状況	公募制導入の可否		一般競争入札による貸付制度導入の可否	指定管理者が設置している場合の使用料・光熱水費の徴収状況
練馬区役所	自動販売機	利用者の利便性向上														担保されている	
練馬区役所	自動販売機	利用者の増														担保されている	
練馬区役所	自動販売機	利用者の利便性向上														担保されている	
練馬区役所	自動販売機	利用者の利便性向上														担保されている	
練馬区役所	たばこ自動販売機	利用者の利便性向上														担保されている	
練馬区役所	食堂	利用者の増														担保されている	
練馬区役所	自動販売機	利用者の利便性向上														担保されている	
練馬区役所	売店	利用者の利便性向上 利用者の増														担保されている	
練馬区役所	展示販売	利用者の増														担保されている	
練馬区役所	事務室	その他（協力関係の維持）														担保されている	
石神井庁舎	防災情報伝達自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	有料有	58		不可能	把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
石神井庁舎	募金箱	その他（募金の周知、団体への協力）															担保されている
石神井庁舎	コピー機	利用者の利便性向上															担保されている
石神井庁舎	自動販売機	利用者の利便性向上															担保されている
石神井庁舎	自動販売機および出張販売	蔵入の確保 その他（職員の利便性の向上）															担保されている
石神井庁舎	事務室	その他（協力関係の維持）															担保されている
職員研修所	駐車場	利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	19		施設特性上有料化になじまない	不可能	把握していない	無	不可能	不可能	担保されている
職員研修所	駐車場	利用者の利便性向上															担保されている
職員研修所	駐車場	利用者の利便性向上															担保されている
職員研修所	駐車場	利用者の利便性向上															担保されている

表 14

施設名	用途	行政財産の活用状況等について		行政財産の貸付けについて				駐車場について			自動販売機について				行政財産の有効活用および蔵入確保の評価		
		目的外使用による効果	有効に活用されていないと考えるスペースの有無	自治法改正による行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を進めている自治体があること	貸付けへの切替の可否	行政財産の貸付けの検討状況	駐車場の有無	台数	有料化していない理由	貸付制度導入の可否	自動販売機の売上状況	新規設置の問合せ状況	公募制導入の可否		一般競争入札による貸付制度導入の可否	指定管理者が設置している場合の使用料・光熱水費の徴収状況
職員研修所	駐車場	利用者の利便性向上															担保されている
職員研修所	駐車場	利用者の利便性向上															担保されている
職員研修所	自動販売機	利用者の利便性向上															担保されている
練馬区役所第二駐車場	倉庫	その他（協力関係の維持）	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	2	施設の特性上有料化になじまない	不可能						担保されている
情報公開室	倉庫	利用者の利便性向上															担保されている
情報公開室	コピー機	利用者の利便性向上 その他（区民サービスの確保）	無	知っている	知らない	貸付けにはなじまない	予定なし	なし									担保されている
練馬豊玉中職員寮	防災情報伝達自動販売機	利用者の利便性向上 その他（防災情報等の周知）	無	知っている	知っている	可能	予定なし	なし				把握していない	無	可能	可能		担保されている

### 3 区民生活事業本部区民部（9件）

第二出張所	防災情報伝達自動販売機	その他（災害時の情報伝達、飲料水の確保）	無	知らない	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	2	施設の特性上有料化になじまない・有料化しても需要が見込めない	不可能	把握していない	無	一部可能	一部可能		担保されている
関出張所	コインコピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	13	検討したことがない	一部可能			不可能	不可能		担保されている
上石神井出張所	防災情報伝達自動販売機	その他（災害時の情報伝達、飲料水の確保）	無	知らない	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	4	施設の特性上有料化になじまない	不可能	把握していない	無	一部可能	一部可能		担保されている
光が丘区民センター	防災情報伝達自動証明写真機	蔵入の確保 利用者の利便性向上															担保されている
光が丘区民センター	喫茶コーナー	利用者の利便性向上															担保されている
光が丘区民センター	自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	有料有	30		不可能	把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
光が丘区民センター	事務室	蔵入の確保															担保されている
光が丘区民センター	コピー機	蔵入の確保 利用者の利便性向上															担保されている
関区民センター	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	13	検討したことがない	一部可能	把握していない	無	一部可能	一部可能		担保されている

施設名	用途	行政財産の活用状況等について			行政財産の貸付けについて			駐車場について			自動販売機について				行政財産の有効活用および蔵入確保の評価
		目的外使用による効果	有効に活用されていないと考えるスペースの有無	自治法改正による行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を進めている自治体があること	貸付けへの切替の可否	行政財産の貸付けの検討状況	駐車場の有無	台数	有料化していない理由	貸付制度導入の可否	自動販売機の売上状況	新規設置の問合せ状況	公募制導入の可否	

#### 4 区民生活事業本部産業経済部（8件）

石神井公園区民交流センター	事務室	利用者の利便性向上 その他（高齢者の就業・社会参加支援の場の提供）	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	なし					有 （飲料水）	不可能	不可能		担保されている
石神井公園区民交流センター	コピー機	利用者の利便性向上															担保されている
勤労福祉会館	防災情報伝達自動販売機	蔵入の確保															担保されている
勤労福祉会館	看板設置	蔵入の確保															担保されている
勤労福祉会館	食堂	蔵入の確保															担保されている
勤労福祉会館	自動販売機	蔵入の確保	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	5	有料化しても需要が見込めない	不可能	把握していない	無	不可能	不可能	光熱水費のみ	担保されている
勤労福祉会館	コピー機	利用者の利便性向上															担保されている
勤労福祉会館	自動販売機	蔵入の確保															担保されている

#### 5 区民生活事業本部地域文化部（54件）

早宮地区区民館	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	2	障害者用駐車スペースしかない	不可能	把握していない	無	不可能	不可能		わからない
北町第二地区区民館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	なし					無	不可能	不可能		わからない
旭町南地区区民館	コピー機	利用者の利便性向上															わからない
旭町南地区区民館	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	有料有	3		不可能	把握していない	無	不可能	不可能		わからない
光が丘地区区民館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	3	障害者用駐車スペースしかない	不可能		無	不可能	不可能		わからない
練馬文化センター	事務室	利用者の利便性向上															担保されている
練馬文化センター	自動販売機	利用者の利便性向上 その他（指定管理料の抑制）	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	無料有	20	その他	不可能	把握している	無	不可能	不可能	使用料のみ	担保されている
大泉学園ホール	自動販売機	利用者の利便性向上 その他（指定管理料の抑制）	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	なし				把握している	無	不可能	不可能	使用料のみ	担保されている

施設名	用途	行政財産の活用状況等について		行政財産の貸付けについて				駐車場について			自動販売機について				行政財産の有効活用および蔵入確保の評価		
		目的外使用による効果	有効に活用されていないと考えるスペースの有無	自治法改正による行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を進めている自治体があること	貸付けへの切替の可否	行政財産の貸付けの検討状況	駐車場の有無	台数	有料化していない理由	貸付制度導入の可否	自動販売機の売上状況	新規設置の問合せ状況	公募制導入の可否		一般競争入札による貸付制度導入の可否	指定管理者が設置している場合の使用料・光熱水費の徴収状況
石神井公園ふるさと文化館	看板設置	蔵入の確保 利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	6	施設の特性上 有料化になじまない	不可能	把握していない	有 (飲料水)	不可能	不可能		担保されている
石神井公園ふるさと文化館	自動販売機等	利用者の利便性向上															担保されている
石神井公園ふるさと文化館	食堂	蔵入の確保 利用者の利便性向上 利用者の増															担保されている
石神井公園ふるさと文化館	コピー機	利用者の利便性向上															担保されている
生涯学習センター	防災情報伝達自動販売機	利用者の利便性向上 その他(防災情報等の周知)	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	6	施設の特性上 有料化になじまない	不可能	把握していない	無	可能	可能		担保されている
生涯学習センター	自動販売機	利用者の利便性向上 その他(知的障害者社会自立への寄与)												不可能	不可能		担保されている
生涯学習センター	喫茶コーナー	利用者の利便性向上 その他(知的障害者社会自立への寄与)												担保されている			
総合体育館	防災情報伝達自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	137		不可能	把握していない	無	可能	一部可能		わからない
総合体育館	事務室	利用者の増															わからない
総合体育館	事務室	利用者の増															わからない
総合体育館	自動販売機	利用者の利便性向上															わからない
光が丘体育館	事務室	利用者の増	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	15		不可能	把握していない	無	可能	不可能		担保されている
光が丘体育館	売店	利用者の利便性向上															担保されている
光が丘体育館	プール用品自動販売機	利用者の利便性向上															担保されている
光が丘体育館	コピー機	利用者の利便性向上															担保されている
光が丘体育館	自動販売機	利用者の利便性向上															担保されている
桜台体育館	事務室	利用者の利便性向上 利用者の増	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	なし			不可能	無	可能	一部可能		わからない	
桜台体育館	自動販売機	利用者の利便性向上														わからない	

表 17

施設名	用途	行政財産の活用状況等 目的外使用による効果	行政財産の活用状況等について				行政財産の貸付けについて				駐車場について				自動販売機について				行政財産の有効活用および 蔵入確保の評価
			有効に活用されていないと 考えるスペースの有無	自治法改正による行政財産 の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を 進めている自治体があること	貸付けへの切 替への可否	行政財産の貸 付けの検討状 況	駐車場の 有無	台数	有料化してい ない理由	貸付制度導 入の可否	自動販売機の 売上状況	新規設置の問 合せ状況	公募制導入の 可否	一般競争入札 による貸付制 度導入の可否	指定管理者が設 置している場合 の使用料・光熱 水費の徴収状況			
上石神井体育館	事務室・倉庫	蔵入の確保 利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	わからない	予定なし	有料有	7		一部可能	把握していない	有 (飲料水、水 泳用品)	可能	可能	両方とも徴収	担保されている		
上石神井体育館	プール用品自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上															担保されている		
上石神井体育館	コピー機	蔵入の確保 利用者の利便性向上															担保されている		
上石神井体育館	自動販売機等	蔵入の確保 利用者の利便性向上															担保されている		
平和台体育館	事務室等	利用者の利便性向上 利用者の増	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	13		一部可能	把握していない	無	可能	一部可能	両方とも徴収	担保されている		
平和台体育館	自動販売機	利用者の利便性向上															担保されている		
平和台体育館	自動販売機	利用者の利便性向上															担保されている		
大泉学園町体育館	事務室	その他（相手方の組織 的活動の整備）	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	23		不可能	把握していない	無	可能	不可能		わからない		
大泉学園町体育館	売店	利用者の利便性向上															わからない		
大泉学園町体育館	自動販売機	利用者の利便性向上															わからない		
三原台温水プール	自動販売機	利用者の利便性向上 その他（障害者福祉に 寄与）	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	12		不可能	把握していない	無	可能	不可能		担保されていない		
三原台温水プール	自動販売機	利用者の利便性向上 その他（障害者福祉に 寄与）															担保されていない		
北大泉野球場	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	17		不可能	把握していない	無	可能	不可能		わからない		
東台野球場	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	17		不可能	把握していない	無	可能	不可能		担保されている		
学田公園野球場	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	一部可能		担保されている		
大泉学園少年野球場	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	不可能		わからない		
土支田庭球場	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	18		不可能	把握していない	無	可能	不可能		わからない		
豊玉中公園庭球場	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	一部可能		担保されている		
夏の雲公園庭球場	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	不可能		担保されている		

表 18

施設名	用途	行政財産の活用状況等について			行政財産の貸付けについて			駐車場について			自動販売機について					行政財産の有効活用および蔵入確保の評価	
		目的外使用による効果	有効に活用されていないと考えるスペースの有無	自治法改正による行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を進めている自治体があること	貸付けへの切替の可否	行政財産の貸付けの検討状況	駐車場の有無	台数	有料化していない理由	貸付制度導入の可否	自動販売機の売上状況	新規設置の問合せ状況	公募制導入の可否	一般競争入札による貸付制度導入の可否		指定管理者が設置している場合の使用料・光熱水費の徴収状況
大泉さくら運動公園	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	112		不可能	把握していない	無	可能	不可能		わからない
大泉さくら運動公園	自動販売機	利用者の利便性向上															わからない
大泉学園町希望が丘公園運動場	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	11		不可能	把握していない	無	可能	不可能		わからない
(仮)練馬総合運動場	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	無料有	約120	施設の特性上有料化になじまない	不可能	把握していない	無	可能	不可能		担保されている
(仮)練馬総合運動場	自動販売機	利用者の利便性向上				貸付けにはなじまない											担保されている
公園予定地(元日本銀行石神井運動場)	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	不可能		担保されている
中村南スポーツ交流センター	自動販売機	利用者の利便性向上															担保されている
中村南スポーツ交流センター	事務室	利用者の利便性向上 利用者の増	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	28		一部可能	把握していない	無	可能	一部可能	両方とも徴収	担保されている
中村南スポーツ交流センター	自動販売機	利用者の利便性向上															担保されている

## 6 健康福祉事業本部福祉部 (18件)

練馬デイサービスセンター	居宅介護支援事業所	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	検討予定	無料有	8	施設の特性上有料化になじまない	可能		無	可能	可能		わからない
錦デイサービスセンター	居宅介護支援事業所	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	検討予定	なし					無	可能	可能		わからない
高野台デイサービスセンター	居宅介護支援事業所、訪問介護事業所	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	検討予定	無料有	7	施設の特性上有料化になじまない	可能		無	可能	可能		わからない
光が丘高齢者センター	居宅介護支援事業所	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	検討予定	無料有	32(区民センター全体の駐車場)	施設の特性上有料化になじまない	可能		無	可能	可能		わからない
豊玉高齢者センター	防災情報伝達自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	検討予定	無料有	1	施設の特性上有料化になじまない	可能	把握していない	無	可能	可能		わからない
富士見台作業所	障害福祉サービス事業所	その他(障害者福祉サービスの充実)	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	検討した	無料有	4	施設の特性上有料化になじまない	不可能		無	一部可能	一部可能		担保されている
東大泉作業所	障害福祉サービス事業所	その他(障害者福祉サービスの充実)	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	検討した	無料有	2	施設の特性上有料化になじまない	不可能		無	一部可能	一部可能		担保されている
練馬作業所	障害福祉サービス事業所	その他(障害者福祉サービスの充実)	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	検討した	無料有	5	施設の特性上有料化になじまない	不可能		無	一部可能	一部可能		担保されている
豊玉作業所	障害福祉サービス事業所	その他(障害者福祉サービスの充実)	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	検討した	無料有	2	施設の特性上有料化になじまない	不可能		無	一部可能	一部可能		担保されている

施設名	用途	行政財産の活用状況等について			行政財産の貸付けについて			駐車場について			自動販売機について					行政財産の有効活用および蔵入確保の評価
		目的外使用による効果	有効に活用されていないと考えるスペースの有無	自治法改正による行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を進めている自治体があること	貸付けへの切替の可否	行政財産の貸付けの検討状況	駐車場の有無	台数	有料化していない理由	貸付制度導入の可否	自動販売機の売上状況	新規設置の問合せ状況	公募制導入の可否	一般競争入札による貸付制度導入の可否	
中村作業所	障害福祉サービス事業所、法人事務所	その他（障害者福祉サービスの充実）	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	検討した	無料有	3	施設の特性上有料化になじまない	不可能		無	一部可能	一部可能	担保されている
精神障害者通所訓練室	障害福祉サービス事業所	その他（障害者福祉サービスの充実）	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	検討した	なし					無	一部可能	一部可能	担保されている
障害者就労支援室	防災情報伝達自動販売機	蔵入の確保	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	3	施設の特性上有料化になじまない	不可能	把握していない	無	一部可能	一部可能	担保されている
障害者就労支援室	障害福祉サービス事業所（移動清掃班の詰所）	その他（障害者福祉サービスの充実）				貸付けにはなじまない	検討した									担保されている
中村橋区民センター	防災情報伝達自動販売機等	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	14	施設の特性上有料化になじまない	不可能	把握していない	無	不可能	不可能	担保されている
心身障害者福祉センター	コピー機	利用者の利便性向上														担保されている
心身障害者福祉センター	自動販売機	利用者の利便性向上														担保されている
大泉総合福祉事務所	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	不可能	不可能	わからない
大泉総合福祉事務所	自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上												可能	可能	担保されている

## 7 健康福祉事業本部健康部（24件）

豊玉保健相談所	自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	有 (飲料水)	可能	可能	担保されている
豊玉保健相談所	展示販売	利用者の利便性向上														担保されている
豊玉保健相談所	展示販売	利用者の利便性向上														担保されている
豊玉保健相談所	展示販売	利用者の利便性向上														担保されている
豊玉保健相談所	展示販売	利用者の利便性向上														担保されている
豊玉保健相談所	展示販売	利用者の利便性向上														担保されている
北保健相談所	自動販売機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	予定なし	無料有	3	施設の特性上有料化になじまない	不可能	把握していない	無	不可能	不可能	わからない
北保健相談所	展示販売	その他（障害者の社会参加）														わからない
北保健相談所	展示販売	その他（障害者の社会参加）														わからない

施設名	用途	行政財産の活用状況等 目的外使用による効果	行政財産の活用状況等について				行政財産の貸付けについて				駐車場について			自動販売機について				行政財産の有効活用および 蔵入確保の評 価
			有効に活用され ていないと考 えるスペース の有無	自治法改正に よる行政財産 の貸付け範囲 の拡大	行政財産の有 効活用等を進 めている自治 体があること	貸付けへの切 替への可否	行政財産の貸 付けの検討状 況	駐車場の有 無	台数	有料化してい ない理由	貸付制度導 入の可否	自動販売機の 売上状況	新規設置の問 合せ状況	公募制導入の 可否	一般競争入札 による貸付制 度導入の可否	指定管理者が設 置している場合 の使用料・光熱 水費の徴収状況		
光が丘保健相 談所	展示販売	その他（障害者の社会 参加）	無	知らない	知らない	貸付けにはな じまない	予定なし	有料有	30		不可能		無	不可能	不可能		わからない	
光が丘保健相 談所	展示販売	その他（障害者の社会 参加）															わからない	
石神井保健相 談所	防災情報伝達自動販 売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	貸付けにはな じまない	予定なし	無料有	2	施設の特性上 有料化になじ まない	不可能	把握していな い	無	不可能	不可能		わからない	
石神井保健相 談所	展示販売	蔵入の確保 利用者の利便性向上															わからない	
石神井保健相 談所	展示販売	蔵入の確保 利用者の利便性向上															わからない	
石神井保健相 談所	展示販売	蔵入の確保 利用者の利便性向上															わからない	
石神井保健相 談所	展示販売	蔵入の確保 利用者の利便性向上															わからない	
石神井保健相 談所	展示販売	蔵入の確保 利用者の利便性向上															わからない	
石神井保健相 談所	展示販売	蔵入の確保 利用者の利便性向上															わからない	
大泉保健相談 所	展示販売	その他（障害者の社会 参加）	無	知らない	知らない	貸付けにはな じまない	予定なし	無料有	4	施設の特性上 有料化になじ まない・近隣 等の関係上有 料化できない	不可能		無	可能	可能		担保されてい ない	
大泉保健相談 所	展示販売	その他（障害者の社会 参加）															担保されてい ない	
大泉保健相談 所	展示販売	その他（障害者の社会 参加）															担保されてい ない	
大泉保健相談 所	展示販売	その他（障害者の社会 参加）															担保されてい ない	
大泉保健相談 所	展示販売	その他（障害者の社会 参加）															担保されてい ない	
関保健相談所	展示販売	その他（障害者の社会 参加）	無	知らない	知らない	貸付けにはな じまない	予定なし	無料有	4	施設の特性上 有料化になじ まない	不可能		無	可能	可能		担保されてい ない	
関保健相談所	展示販売	その他（障害者の社会 参加）															担保されてい ない	

## 8 環境まちづくり事業本部環境部（16件）

関町リサイク ルセンター	学習教室	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	貸付けにはな じまない	予定なし	無料有	0	障害者用駐車 スペースしか ない	不可能		無	不可能	不可能		担保されてい ない
関町リサイク ルセンター	ボランティア・地域 福祉推進コーナー	利用者の利便性向上															担保されてい ない
春日町リサイク ルセンター	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	貸付けにはな じまない	予定なし	無料有	1	近隣等の関係 上有料化でき ない	不可能		無	不可能	不可能	光熱水費のみ	担保されてい ない
豊玉リサイク ルセンター	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	貸付けにはな じまない	予定なし	無料有	0	障害者用駐車 スペースしか ない	不可能		無	不可能	不可能	光熱水費のみ	担保されてい ない

施設名	用途	行政財産の活用状況等 目的外使用による効果	行政財産の活用状況等について				行政財産の貸付けについて				駐車場について				自動販売機について				行政財産の有効活用および 歳入確保の評価
			有効に活用されて いないと考えるスペース の有無	自治法改正による行政財産 の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を 進めている自治体があること	貸付けへの切 替への可否	行政財産の貸 付けの検討状況	駐車場の 有無	台数	有料化してい ない理由	貸付制度導 入の可否	自動販売機の 売上状況	新規設置の問 合せ状況	公募制導入の 可否	一般競争入札 による貸付制 度導入の可否	指定管理者が設 置している場合 の使用料・光熱 水費の徴収状況			
田柄ストックヤード	地デジアンテナ設置	その他（委託業者作業員の福利厚生の上昇）	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	予定なし	なし						無	不可能	不可能		担保されていない	
資源循環センター	自動販売機	歳入の確保 利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	無料有	6	検討したことがない	不可能	把握していない	無	一部可能	一部可能		担保されている		
資源循環センター	自動販売機	歳入の確保 利用者の利便性向上															担保されている		
練馬清掃事務所	自動販売機等	歳入の確保 利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	可能		わからない		
練馬清掃事務所	事務室	利用者の利便性向上															担保されている		
練馬清掃事務所 桜台分室	自動販売機等	歳入の確保 利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	わからない	予定なし	無料有	10	検討したことがない	不可能	把握していない	無	可能	可能		担保されている		
石神井清掃事務所	自動販売機	利用者の利便性向上 その他（熱中症の予防効果）	無	知っている	知っている	可能	予定なし	無料有	2	施設特性上 有料化になじまない	不可能	把握していない	有 （飲料水、食品・日用品）	可能	可能		担保されている		
石神井清掃事務所	事務室	利用者の利便性向上															担保されている		
谷原清掃事業所	自動販売機	歳入の確保 利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	なし				把握していない	無	不可能	不可能		担保されている		
谷原清掃事業所	事務室	特になし															担保されている		
谷原清掃事業所	たばこ自動販売機	歳入の確保 利用者の利便性向上															担保されている		

## 9 環境まちづくり事業本部都市整備部（4件）

練馬住宅	防災情報伝達自動販売機	利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
小竹住宅	防災情報伝達自動販売機	利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
江古田駅南北自由通路	案内板設置	利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	なし					無	不可能	不可能		担保されている
江古田駅南北自由通路	広告板設置	その他（自由通路の適正な維持管理）															担保されている

施設名	用途	行政財産の活用状況等について			行政財産の貸付けについて			駐車場について			自動販売機について					行政財産の有効活用および蔵入確保の評価
		目的外使用による効果	有効に活用されていないと考えるスペースの有無	自治法改正による行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を進めている自治体があること	貸付けへの切替の可否	行政財産の貸付けの検討状況	駐車場の有無	台数	有料化していない理由	貸付制度導入の可否	自動販売機の売上状況	新規設置の問合せ状況	公募制導入の可否	一般競争入札による貸付制度導入の可否	

## 10 教育委員会事務局教育振興部（21件）

光が丘春の風小学校	案内板設置	利用者の利便性向上	無	知っている	知っている	貸付けにはなじまない	予定なし	なし					無	不可能	不可能		わからない
総合教育センター	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知っている	わからない	予定なし	有料有	19		不可能	把握していない	無	一部可能	一部可能		わからない
総合教育センター	自動販売機	利用者の利便性向上															
光が丘図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	0		不可能	把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
光が丘図書館	自動販売機	利用者の利便性向上															
練馬図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	0		不可能						担保されている
石神井図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	0		不可能	把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
石神井図書館	自動販売機	利用者の利便性向上															
平和台図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	0		不可能	把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
平和台図書館	自動販売機	利用者の利便性向上															
大泉図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	0		不可能	把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
大泉図書館	自動販売機	利用者の利便性向上															
関町図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	0		不可能						担保されている
貫井図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	0		不可能						担保されている
稲荷山図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	0		不可能						担保されている
小竹図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	なし									担保されている
南大泉図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	0		不可能						担保されている
春日町図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
春日町図書館	自動販売機	利用者の利便性向上															

施設名	用途	行政財産の活用状況等について			行政財産の貸付けについて			駐車場について			自動販売機について					行政財産の有効活用および蔵入確保の評価	
		目的外使用による効果	有効に活用されていないと考えるスペースの有無	自治法改正による行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の有効活用等を進めている自治体があること	貸付けへの切替の可否	行政財産の貸付けの検討状況	駐車場の有無	台数	有料化していない理由	貸付制度導入の可否	自動販売機の売上状況	新規設置の問合せ状況	公募制導入の可否	一般競争入札による貸付制度導入の可否		指定管理者が設置している場合の使用料・光熱水費の徴収状況
南田中図書館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	無料有	0	障害者用駐車スペースしかない	不可能	把握していない	無	不可能	不可能		担保されている
南田中図書館	自動販売機	利用者の利便性向上				貸付けにはなじまない											光熱水費のみ

## 11 教育委員会事務局こども家庭部（11件）

春日町児童館	心身障害児の生活指導訓練、保育活動	利用者の利便性向上 利用者の増	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	なし									担保されている
南田中児童館	心身障害児の生活指導訓練、保育活動	利用者の利便性向上 利用者の増	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	なし									担保されている
大泉第一小学校	保育所	利用者の増	無	知っている	知らない	わからない	予定なし	なし									わからない
上石神井北小学校	保育所	利用者の増	無	知っている	知らない	わからない	予定なし	なし									わからない
旭丘中学校	保育所	利用者の増	無	知っている	知らない	わからない	予定なし	なし									わからない
春日町青少年館	防災情報伝達自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	有料有	8		一部可能	把握していない	無	可能	可能		担保されている
春日町青少年館	コピー機	利用者の利便性向上															担保されている
春日町青少年館	自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上															担保されている
南大泉青少年館	コピー機	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	わからない	予定なし	なし				把握していない	無	可能	可能		担保されている
南大泉青少年館	自動販売機	蔵入の確保 利用者の利便性向上															担保されている
練馬子ども家庭支援センター分室	防犯カメラ取り付け用支柱の設置	利用者の利便性向上	無	知らない	知らない	貸付けにはなじまない	予定なし	なし					無	不可能	不可能		担保されていない